

第3編

基本計画

第1章 基本フレーム

(1) 計画の期間

この基本計画の計画期間は、平成23年(2011年)を初年とし、平成32年(2020年)を目標年次とする10年間とします。

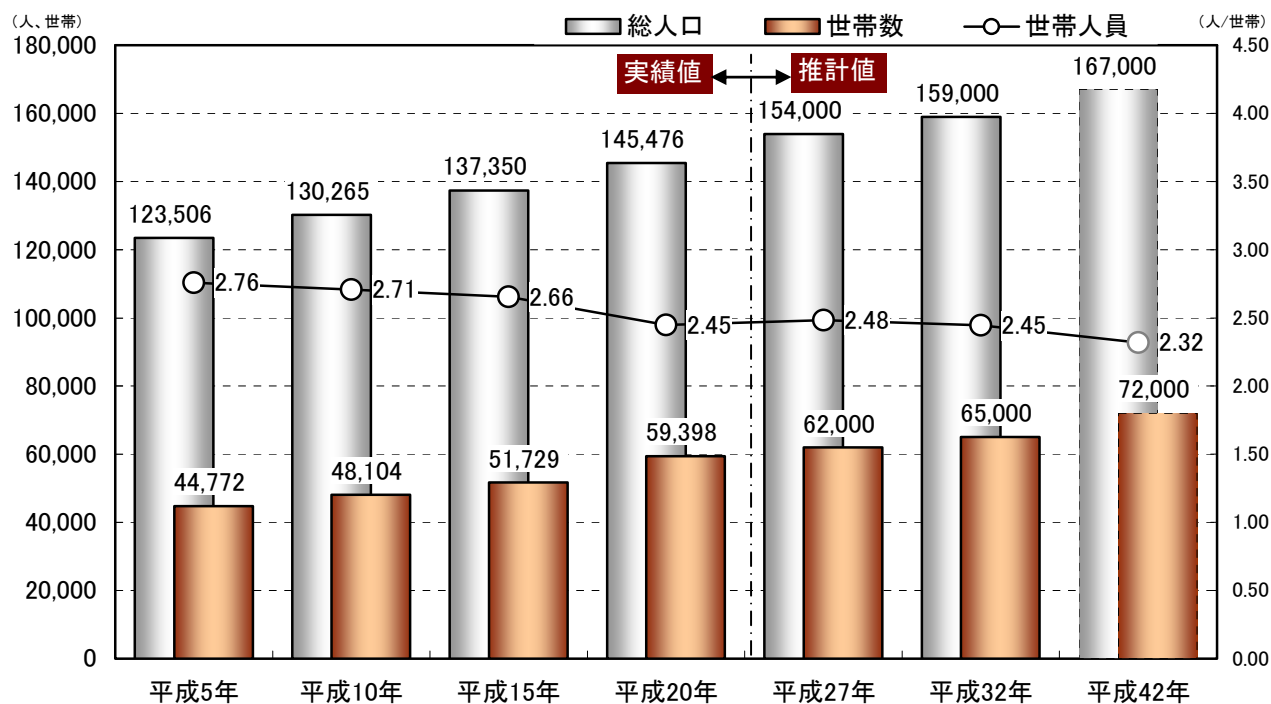
(2) 人口の見通し

●総人口・世帯数

本市の人口は、目標年次である平成32年(2020年)には、平成20年(2008年)よりもおよそ1万3千人増加し、15万9千人と予測されます。

世帯数は、今後も出生数の減少、単身世帯や夫婦世帯の増加などにより世帯の小規模化がさらに進むことを見込み、目標年次である平成32年(2020年)には、平成20年(2008年)よりもおよそ6千世帯多い6万5千世帯になると予測されます。

図 総人口・世帯数の見通し



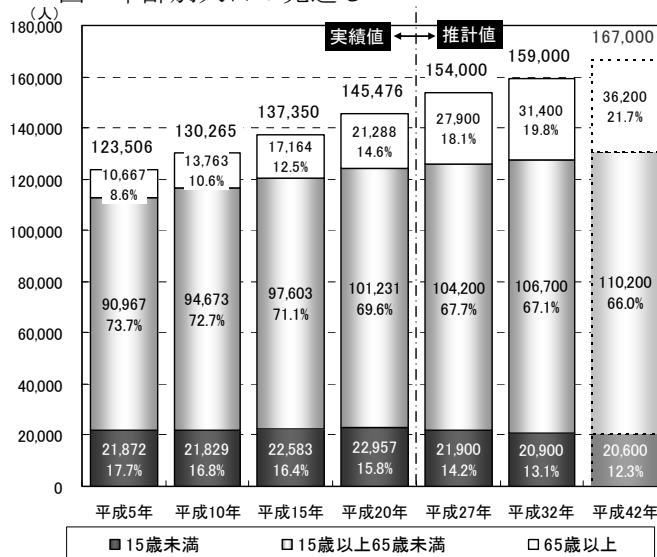
※平成20年までの実績値は住民基本台帳と外国人登録の合算による人口・世帯数

●年齢別人口

本市の年齢3区分別人口は、平成20年（2008年）では、年少人口（0～14歳）が22,957人（総人口に対する構成比15.8%）、生産年齢人口（15～64歳）が101,231人（69.6%）、老年人口（65歳以上）が21,288人（14.6%）となっています。

今後は、出生数の減少や団塊の世代の加齢などにより、少子高齢化が一層進むと見込まれ、目標年次である平成32年（2020年）には、年少人口が20,900人（13.1%）、生産年齢人口が106,700人（67.1%）、老年人口が31,400人（19.8%）になると予測されます。

図 年齢別人口の見通し



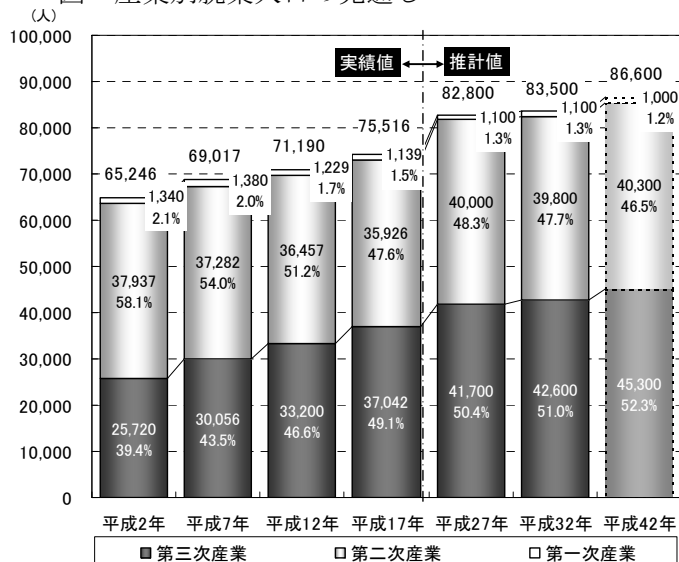
※平成20年までの実績値は住民基本台帳と外国人登録の合算による人口

●就業人口

本市の就業人口は、平成17年の国勢調査では75,516人、15歳以上人口に対する就業率は63.6%となっています。今後は、人口増加に伴い生産年齢人口、就業人口は増加するものの、高齢化が進むことにより就業率は低下し、目標年次である平成32年（2020年）には83,500人、就業率は60.6%になると予測されます。

産業別では、第1次産業と第2次産業は緩やかな減少傾向にあり、今後はほぼ横ばいで推移すると見込まれ、平成32年（2020年）には、第1次産業は1,100人（1.3%）、第2次産業は39,800人（47.7%）になると予測されます。また、第3次産業は増加傾向にあり、今後こうした傾向が続くと見込まれ、平成32年（2020年）には42,600人（51.0%）になると予測されます。

図 産業別就業人口の見通し



※平成20年までの実績値は国勢調査による就業者数

総数には分類不能も含まれているため各産業別の合計と一致しない

用語の解説

●**団塊の世代** 第二次大戦後昭和22年～24年にベビーブームが起こり、年間約270万人が出生した。このベビーブーム期の世代が団塊の世代と呼ばれている。

(3) 土地利用計画

●現状と課題

これまでの本市における土地利用は、都市と農地の大きな二つの土地利用を調整し、ゾーニングすることにより市域の整備を進めてきました。市街化区域においては、主に住居系、商業系、工業系という用途区分に応じた基盤整備を進めることで、良好な市街地を形成してきました。一方、市街化調整区域においては、農用地区域における農業の生産基盤を中心に整備するとともに、人口増加や経済成長に伴う土地需要に対応するため、農地とのバランスを保ちつつ、市街化区域の拡大を図ってきました。

しかし、全国的には人口減少社会に突入し、国立社会保障・人口問題研究所の推計（出生中位・死亡中位）では、わが国の総人口は平成58年（2046年）には1億人を割り込むとされています。本市は、堅調な産業基盤に支えられ、今後も人口は増加すると見込まれますが、65歳以上の高齢化率が一層進展することや地球環境にやさしい都市構造への転換などに対応した土地利用も望まれています。そのため、既存の市街化区域における土地の高度有効利用を図るとともに、製造業を中心とした産業の維持発展と増加する人口に対応する新たな土地の供給を行う計画的な土地利用を進めていく必要があります。

こうした中で、今後の土地利用は、市街化区域内の住居系、商業系、工業系といった市民生活や産業活動の基盤である都市的土地利用、市街化調整区域を中心とした農産物の生産基盤である農業的土地利用、市街化区域及び市街化調整区域に点在する緑地、樹林、河川、沼地などの自然的土地利用に大きく区分し、市域全体の中で、これらの土地利用が健全な調和を保つことが大切です。特に、都市的土地利用では、都市基盤の整備費や維持管理費といった都市経営コストや環境負荷を抑える効率的な土地利用を進める観点からも、市民生活に必要な都市機能が集約されたまちづくりが求められています。

●土地利用計画

①都市的土地利用

◆機能集約型都市構造への再編

刈谷駅周辺地区は、鉄道をはじめとする本市の中心的な交通結節点であると同時に、居住・商業・業務・医療・福祉施設などの市民生活に必要な施設などが多く集積された地域であることから、都市の中心的な拠点として土地の高度利用を誘導し、引き続き都市機能の集約を進める都市拠点とします。また、刈谷駅を除く交通結節点などを中心とする地域については、市民の日常生活における生活利便性の向上に寄与する機能を誘導する地域とします。

都市拠点とそれぞれの地域は、市民生活に必要な機能を適切に分担し、相互に連携する必要があります。その連携は、鉄道やバスなどを活用した都市交通ネットワークを形成することにより、市民が便利で住みやすいと感じるまちづくりを推進します。

◆既成市街地の再生

既成市街地は一定の都市基盤の整備が完了していますが、高齢社会の到来や低炭素社会の構築に対応する必要性から、市内の主な地域を都市及び生活機能を集積する様々な拠点として位置づけ、その地域の特性や日常生活の利便性向上の観点から、都市の再生や土地利用を誘導する用途地域の再配置などに取り組みます。

中心市街地

本市の玄関口である刈谷駅周辺地区は、民間投資を含む市街地再開発事業などによる都市基盤の再生により、土地の高度利用を誘導することで、中心市街地としての魅力や活力を創出します。

密集度の高い市街地

古くから集落が形成され、建物が密集する地域は、道路幅員も狭く、防災安全上の観点から多くの課題を抱えています。こうした地域は、市民の自主的なまちづくりの取組みへの支援を通して合意形成を図り、道路や公園などの整備を誘導し、ゆとりある生活空間を創出し、安全で良好な住環境を形成します。

◆計画的な市街地の拡大

製造業を中心とする産業基盤に支えられ、本市の人口は、今後も増加傾向で推移すると予想されることから、低炭素社会の構築に配慮し、農業的土地利用及び自然的土地利用との調和を保ちつつ、新市街地を創出します。

住居系新市街地

増加する人口の定住化を促進するため、職住近接に配慮し、道路をはじめとする既存インフラなどの有効活用が可能な地域に、住居系新市街地を計画的に創出します。

工業系新市街地

製造業を中心とする産業の振興は、本市の経済活力を持続的に維持・発展させる資源であることから、物流の利便性が高い地域に工業系新市街地を創出します。

②農業的土地利用

◆集団的優良農地の確保

本市の農業は水稲や果樹、露地野菜などを主体として構成されており、名古屋市など大都市に近く流通性に優れている利点をいかし、都市近郊型農業が営まれています。

産業としての農業を維持・発展させるため、現在残されているまとまりのある優良農地の維持・確保に努めます。

◆農地の高度利用

農業経営基盤である集団的優良農地を維持しつつ、農業の担い手を育成し、農地の利用集積を進めることで農業経営規模の拡大を促進します。

さらに農業生産の基礎的資源である集団的優良農地に対し、ほ場区画の大規模化、農道やかんがい排水施設などの整備を進めるとともに、水稲と小麦の二毛作など農地の高度利用を推進することで農業の生産性の向上を図ります。

◆生きがい農業の推進

市内に点在する畑を中心とした遊休農地については、市民の生きがい農業の場として活用していくことで、ゆとりとやすらぎの空間の拡大に努めます。

◆多面的機能の維持

農地は集中豪雨時の遊水池的機能や、地震発生時の防災空地機能など農業生産機能以外にも大きな役割を果たしていることから、自然的土地利用との調和を図りながら、農地の持つ多面的機能の維持に努めます。

用語の解説

●**低炭素社会** 二酸化炭素の排出が少ない社会。

●**優良農地** 10ha以上の規模の一団の農地で、区画が大きく大型農業機械の使用が可能な農地。

③自然的土地利用

◆緑地の維持保全

都市化の進展とともに、減少傾向にある貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺については、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの観点から保全に努めます。

特に、国の天然記念物に指定されている小堤西池のカキツバタ群落をはじめとした、貴重な自然財産を有する北部の樹林や水辺などについては、保全とともに自然に親しむことのできる空間としての活用を図ります。

◆新たな緑の創出

日常のレクリエーションや地域の憩いの場として、身近な公園や緑地の整備を推進します。

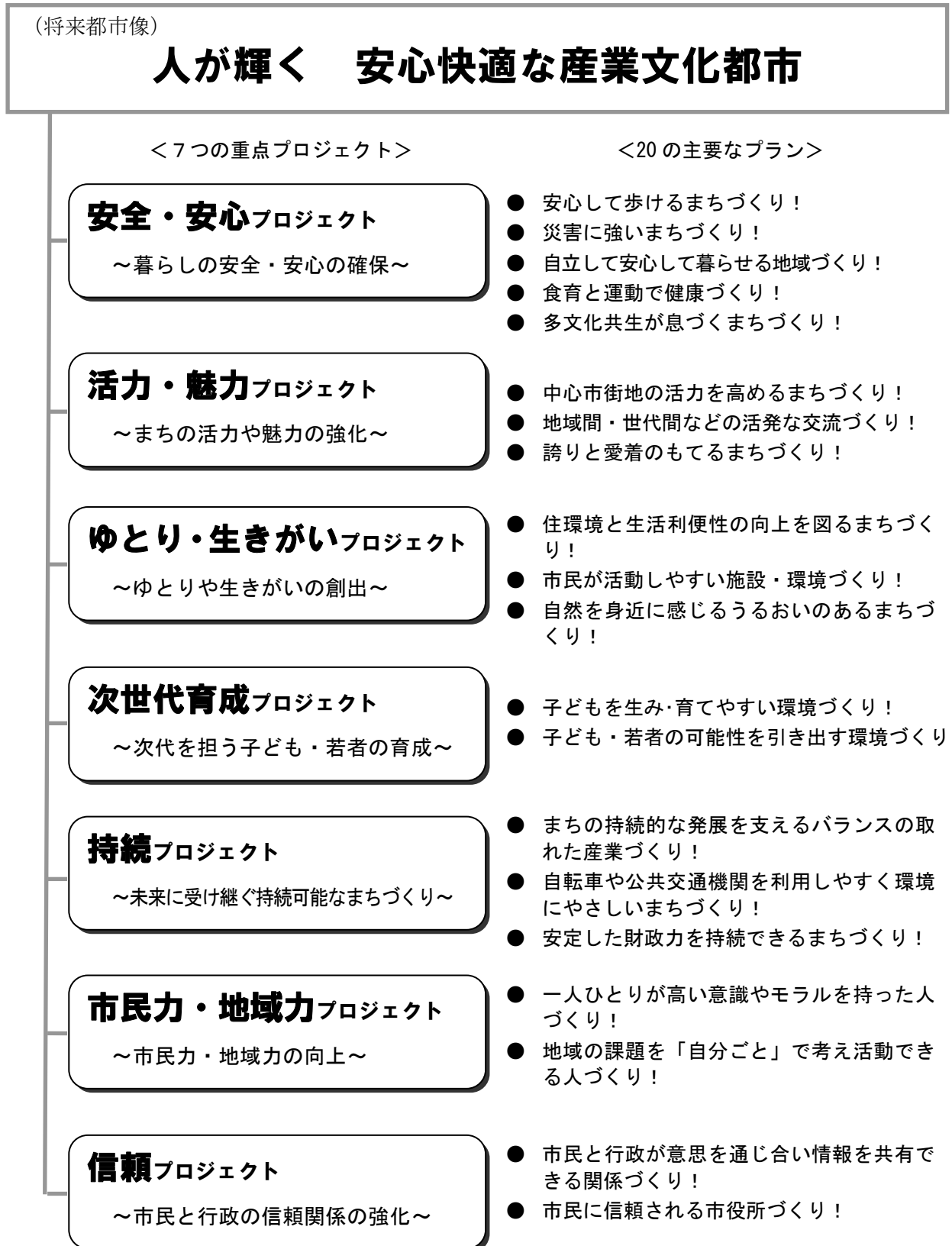
また、市内中部地域は、北部・南部地域に比べ、緑被面積が少なく、積極的に緑化を図る必要があるため、市民や事業者との協力のもと、公共施設や民有敷地内における緑化を推進し、新たな緑を創出します。

◆水と緑のネットワーク

水と緑の骨格となる境川、逢妻川、猿渡川の3河川を基軸とし、北部地域のため池群や緑地拠点となる公園・緑地を街路樹のある道路や緑道で結び、水と緑のネットワークを形成することにより、自然と都市が融合したうるおいのある都市環境を創出します。

第2章 将来都市像の実現に向けた重点プロジェクト

将来都市像の実現に向けて、7つの重点課題に対応した重点プロジェクトを掲げ、それぞれのプロジェクトに基づく20のプランを設定し、重点的に取り組んでいきます。



プラン1 安心して歩けるまちづくり！

防犯や交通安全に対する地域活動を促進するとともに、歩道や防犯灯の整備を推進するなど、身近な地域の犯罪や事故などへの不安を軽減し、安心して歩ける安全なまちづくりを進めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	道路・交通	歩道・自転車道の整備	45
教育文化	学校教育	安全・安心で地域に開かれた学校づくり	61
福祉安全	防犯・交通安全	防犯・交通安全意識の高揚	97
		地域の安全性の強化	
		地域の安全活動の推進	

プラン2 災害に強いまちづくり！

防災性の高い都市基盤整備を行うとともに、市民の防災意識の高揚や地域での連携や活動を促進し、ハード、ソフトの両面から地震や風水害などの災害に強い安全なまちづくりを進めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	市街地・住環境	住環境の充実	43
	河川・池沼	河川の改修	49
		治水・雨水対策	
	上水道	災害対策の充実	51
下水道	下水道施設の保全と災害対策	53	
福祉安全	防災	防災意識の高揚	95
		災害対策本部機能の充実	
		防災体制の充実	
		災害に強いまちづくり	

プラン3 自立して安心して暮らせる地域づくり！

地域住民同士が日頃からあいさつを交わし、助け合う存在となれるよう、一人ひとりの助け合い意識の醸成や地域の風土づくりを促進し、高齢者や障害のある人など誰もが、住みなれた地域で支えあい、自立して安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
福祉安全	健康づくり	地域医療体制の充実	83
	地域福祉	福祉の心の醸成	85
		地域福祉活動の推進	
		地域福祉推進体制の充実	
	高齢者福祉	高齢者の社会参加・生きがいづくり	89
		高齢者世帯への生活支援	
		介護予防の推進	
介護サービスの充実			
障害児・者福祉	社会参加と自立支援	91	

プラン4 食育と運動で健康づくり！

食の安全を確保し食育の推進ができる環境を整備するとともに、生活習慣病予防やスポーツ活動を促進するなど、各種スポーツ施設や新保健センターなどを有効に活用し、市民の健康の維持増進を支える健康づくりを推進します。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	公園緑地・緑化	緑地・緑道の整備	47
教育文化	学校教育	学校給食の充実	61
	スポーツ	スポーツ活動プログラムの充実	67
		スポーツ施設の整備・充実・開放 スポーツ指導者の育成	
産業振興	農業	農業振興の推進	75
		食育の推進	
福祉安全	健康づくり	健康の増進	83

プラン5 多文化共生が息づくまちづくり！

在住外国人が安心して地域で暮らすことができるよう、教育環境の整備や生活情報の提供などの充実を図るとともに、外国人と日本人との相互理解や交流を促す多文化共生が息づくまちづくりを進めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
教育文化	学校教育	教育内容の充実	61
福祉安全	市民生活	市民相談の充実	99
計画推進	共生・交流	多文化共生の推進	105
		国際交流・都市間交流の推進	

●重点プロジェクトに対する目標指標	現状値	目標値	
		2015年	2020年
犯罪や事故への不安がなく安心して外出できると 思う市民の割合	49.7%	55%	60%
災害に強いまちと思う市民の割合	51.5%	60%	70%
地域の支えあいにより高齢者や障害者も安心して 暮らせると思う市民の割合	58.2%	63%	68%
日頃から健康づくり活動を実践している市民の割 合	70.4%	75%	80%
外国人と地域で共存して暮らしていると思う市民 の割合	37.0%	40%	45%

用語の解説

- 食育** 生活していく上での基本として、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を通じて人間を育てること。
- 生活習慣病** 高血圧、糖尿病など生活習慣（食生活、運動不足、飲酒、喫煙）が発症原因に深く関与している疾患の総称。
- 多文化共生** 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

プラン6 中心市街地の活力を高めるまちづくり！

刈谷駅南北の駅前広場の整備などを契機として、市民の生活や交流の拠点であり、まちの顔ともなる刈谷駅周辺や中心市街地の魅力や活力、付加価値を一層高めていきます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	市街地・住環境	計画的な土地利用	43
		市街地の整備・改善	
		住環境の充実	
		まちなみ・景観の充実	

プラン7 地域間・世代間などの活発な交流づくり！

市内における地域間、世代間などの様々な交流を活発化するとともに、近隣市町をはじめ国内外の都市との交流を深め、まちの活力を高めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
福祉安全	次世代育成・子育て支援	子どもの居場所づくり	87
計画推進	参加・協働	市民活動の推進	103
		地域活動の推進	
	共生・交流	多文化共生の推進	105
		国際交流・都市間交流の推進	
行政経営	産学官の交流・連携の促進	109	
	広域行政・広域連携の推進		

プラン8 誇りと愛着のもてるまちづくり！

文化、スポーツ、交流施設などの立地やものづくり産業の集積、活発な企業スポーツ、交通アクセスの良さなど、まちの個性や魅力となっている他都市に負けない強みをいかし、観光の振興、市の知名度やブランド力の向上、来訪者の増加などを図り、市民が誇りと愛着をもてるまちづくりを進めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
教育文化	スポーツ	スポーツ活動プログラムの充実	67
	文化・芸術	文化芸術の拠点づくり	69
	歴史・文化財	刈谷城址の整備	71
		歴史博物館の整備	
文化財の保護・伝承・活用			
産業振興	観光	歴史の啓発	79
		「ふるさと刈谷」の魅力向上と発信	
		産業観光の推進	
		観光資源の発掘と活用	
		刈谷レストラーレ構想の推進	

●重点プロジェクトに対する目標指標	現状値	目標値	
		2015年	2020年
刈谷駅周辺が活気や魅力があると思う市民の割合	49.3%	55%	65%
地域での交流や世代・分野などの垣根を越えた交流が活発であると思う市民の割合	35.3%	45%	50%
刈谷市に誇りや愛着を感じていると思う市民の割合	74.8%	77%	80%

用語の解説

- 産業観光** 歴史的・文化的価値のある産業文化財（古い機械器具、工場遺構などのいわゆる産業遺産）、生産現場（工場、工房、農・漁場など）、産業製品を観光対象（資源）として人的交流を促進すること。
- レストラーレ** ラテン語で「元気を回復する」、「癒す」を意味する言葉。

プラン9 住環境と生活利便性の向上を図るまちづくり！

ゆとりある暮らしを支える生活基盤として、既存の市街地については、市街地の整備改善や生活利便性の一層の向上などによる住環境の維持、向上を図ります。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	市街地・住環境	計画的な土地利用	43
		市街地の整備・改善	
		住環境の充実	
		まちなみ・景観の充実	
都市環境	道路・交通	道路の整備 公共交通の充実	45
	下水道	公共下水道の整備	53

プラン10 市民が活動しやすい施設・環境づくり！

市民が心のゆとりや生きがいを実感し、相互の交流を深め、地域の活性化にもつながる、文化、スポーツ、生涯学習をはじめ様々な活動の機会を充実するとともに、活動の場となる各種施設を市民の目線で検証し、より一層の有効活用を図ります。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
教育文化	生涯学習	学習機会の充実	65
		学習活動の支援	
		生涯学習施設の利用促進	
教育文化	スポーツ	スポーツ活動プログラムの充実	67
		クラブ・団体の育成	
		スポーツ施設の整備・充実・開放	
教育文化	文化・芸術	鑑賞・体験の機会づくり	69
		創作・発表の機会づくり	
		文化芸術の拠点づくり	

プラン11 自然を身近に感じるうるおいのあるまちづくり！

市民、事業者や行政が自然に対する意識を高め、協力して様々な取組みを実践することにより、まちにうるおいをもたらす、ゆとりある市民生活のためにも重要な役割を果たす自然環境を保全、再生するとともに、身近な生活環境においても自然を感じられる緑や土を増やします。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	公園緑地・緑化	公園の整備・改善	47
		緑地・緑道の整備	
		自然環境の保全と再生	
		緑化の推進	
都市環境	河川・池沼	池沼の整備・保全	49
		水辺空間の利用	

●重点プロジェクトに対する目標指標	現状値	目標値	
		2015年	2020年
快適で便利な住環境が整備されていると思う市民の割合	74.7%	77%	80%
各種施設が整い、文化やスポーツ、学習活動などに取り組みやすいと思う市民の割合	72.2%	74%	77%
緑や自然を身近に感じることができると思う市民の割合	65.7%	67%	70%

重点プロジェクト4 次世代育成 プロジェクト ～次代を担う子ども・若者の育成～

プラン12 子どもを生き・育てやすい環境づくり！

次代を担う人材を育成していくため、子育て支援施策の一層の充実を図り、子どもを安心して生き、育てられる環境づくりを進めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
教育文化	青少年育成	青少年を取り巻く環境の整備	63
	健康づくり	母子保健の推進	83
福祉安全	次世代育成・子育て支援	地域における子育て支援	87
		子どもが健やかに育つ環境づくり	
		幼稚園・保育園の整備・充実	
	社会保障	福祉医療の推進	93

プラン13 子ども・若者の可能性を引き出す環境づくり！

学校、幼稚園、保育園をはじめ家庭や地域の教育力を高め、子どもの健全な心身の育成や学力の向上を図るとともに、地域や家庭、事業者、行政などが一体となって子どもや若者の可能性を引き出す取組みを推進するとともに、社会参加や自立支援を通して、次世代を担う人材の育成を図ります。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
教育文化	学校教育	教育内容の充実	61
		安全・安心で地域に開かれた学校づくり	
		児童生徒へのきめ細かな対応	
	青少年育成	家庭教育の推進	63
		青少年の自立支援と社会参加の促進	
産業振興	商工業	雇用・就労の安定確保	77
福祉安全	次世代育成・子育て支援	地域における子育て支援	87
		子どもが健やかに育つ環境づくり	
		保育・幼児教育の充実	

●重点プロジェクトに対する目標指標	現状値	目標値	
		2015年	2020年
子どもを生き・育てやすいと思う市民の割合	75.7%	78%	80%
近所の人をみかけたらあいさつをする子どもの割合	80.7%	85%	88%

プラン14 まちの持続的な発展を支えるバランスの取れた産業づくり！

持続的なまちの発展をめざすために、新規産業の誘致や創出、農業の再活性化などにより、自動車産業に加え多様な産業の立地を促し、バランスの取れた産業振興を図ります。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	市街地・住環境	計画的な土地利用	43
産業振興	農業	担い手の育成	75
		生産基盤の強化	
		農業振興の推進	
産業振興	商工業	工業の振興	77
		商業の活性化	

プラン15 自転車や公共交通機関を利用しやすく環境にやさしいまちづくり！

地球規模で環境問題が深刻化する中、市民、事業者や行政などが協力して、“車中心の社会”から“人中心の社会”へと意識を転換し、自動車と自転車や歩行者、公共交通機関が共存した地域の交通環境を形成し、市民が自転車や公共交通機関を安心して気軽に利用することができる、環境にやさしいまちづくりを進めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	道路・交通	歩道・自転車道の整備	45
		公共交通の充実	
		総合交通対策の推進	
		駐車場・駐輪場の整備	
都市環境	公園緑地・緑化	緑地・緑道の整備	47
	低炭素社会	環境意識の高揚	57
地球温暖化対策の推進			

プラン16 安定した財政力を持続できるまちづくり！

安定した自主財源の確保に努めるとともに、職員のコスト意識の向上や行政評価と連動した施策の実施など、効率的な行財政運営を行うことにより、健全な財政状況の維持に努めます。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
計画推進	行政経営	効率的な行政運営	109
		健全な財政運営	
		広域行政・広域連携の推進	

●重点プロジェクトに対する目標指標	現状値	目標値	
		2015年	2020年
産業が活発であると思う市民の割合	90.2%	91%	91%
日常の移動手段として、自転車や公共交通機関の利用を心がけている市民の割合	38.8%	41%	45%
健全な財政状況を維持していると思う市民の割合	65.7%	68%	70%

プラン17 一人ひとりが高い意識やモラルを持った人づくり！

市民や事業者と行政が協働でまちづくりを実践していくため、まちづくり全般に対する関心や意識を醸成するとともに、環境問題やごみ対策、交通安全、防災や防犯など各種分野における意識やモラルの向上に向けた啓発や教育を行います。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
都市環境	循環型社会・環境保全	循環型社会・環境保全意識の高揚	55
	低炭素社会	環境意識の高揚	57
教育文化	学校教育	教育内容の充実	61
	青少年育成	家庭教育の推進	63
福祉安全	地域福祉	福祉の心の醸成	85
	防災	防災意識の高揚	95
	防犯・交通安全	防犯・交通安全意識の高揚	97

プラン18 地域の課題を「自分ごと」で考え活動できる人づくり！

ボランティア活動や各種市民活動、各地域のコミュニティ活動などを一層活性化し、地域の課題を「自分ごと」で考え、様々な活動に主体的に取り組むことができる、共存・協働のまちづくりの担い手を育成します。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
福祉安全	地域福祉	地域福祉活動の推進	85
	防犯・交通安全	地域の安全活動の推進	97
計画推進	参加・協働	参加意識・気運の醸成	103
		参加・協働の機会の充実	
		市民活動の推進	
地域活動の推進			

●重点プロジェクトに対する目標指標	現状値	目標値	
		2015年	2020年
市民一人ひとりの意識やモラルが高いと思う市民の割合	42.7%	46%	50%
地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合	57.0%	60%	62%

用語の解説

●**自分ごと** まちの課題を誰かが解決してくれるだろうと「他人ごと」として考えるのではなく、自分の地域は自ら良くしていこうという気持ちを持って受けとめ、できることから自ら行動する捉え方。

プラン 19 市民と行政が意思を通じ合い情報を共有できる関係づくり！

各種情報媒体を有効に活用し、行政情報の提供を充実するとともに、市民や事業者の意見やニーズの把握、市政への反映を一層進め、市民と行政の意思の疎通を深め、信頼関係の土台となる情報の共有化を図ります。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
計画推進	情報共有	情報の公開と管理	107
		広報・広聴の充実	

プラン 20 市民に信頼される市役所づくり！

市民や事業者との協力のもとで効率的で効果的な行政経営を行うとともに、市民目線でより良い行政サービスを市民に提供するために、研修制度や人事制度の充実などにより市職員の意識や意欲、能力の一層の向上を図り、市民に信頼される市役所づくりを推進します。

(主な関連施策)

分野	基本施策	施策の内容	掲載頁
計画推進	行政経営	効率的な行政運営	109
		健全な財政運営	

●重点プロジェクトに対する目標指標	現状値	目標値	
		2015年	2020年
市民の意見が市政に反映されていると思う市民の割合	40.3%	45%	50%
効率的な行政運営が行われていると思う市民の割合	50.4%	55%	60%

第3章 分野別計画

将来都市像の実現に向けて、5つの分野、30の基本施策からなる分野別計画を策定し、各分野における施策を推進します。

(将来都市像)

人が輝く 安心快適な産業文化都市

重点プロジェクト

安全・安心
プロジェクト

活力・魅力
プロジェクト

ゆとり・
生きがい
プロジェクト

次世代育成
プロジェクト

持続
プロジェクト

市民力・
地域力
プロジェクト

信頼
プロジェクト

分野別計画

基本方針1 都市と自然が織りなす住みよいまちづくり（都市環境分野）

- | | | | |
|-----------|---------|--------------|---------|
| 1 市街地・住環境 | 2 道路・交通 | 3 公園緑地・緑化 | 4 河川・池沼 |
| 5 上水道 | 6 下水道 | 7 循環型社会・環境保全 | 8 低炭素社会 |

基本方針2 生きる力を育み生きる喜びを実感できるまちづくり（教育文化分野）

- | | | | |
|---------|----------|--------|--------|
| 1 学校教育 | 2 青少年育成 | 3 生涯学習 | 4 スポーツ |
| 5 文化・芸術 | 6 歴史・文化財 | | |

基本方針3 人と技術で賑わいを創り笑顔で働き続けられるまちづくり（産業振興分野）

- | | | |
|------|-------|------|
| 1 農業 | 2 商工業 | 3 観光 |
|------|-------|------|

基本方針4 支えあいみんなが元気で安心して暮らせるまちづくり（福祉安全分野）

- | | | | | |
|-----------|--------|---------------|-----------|--------|
| 1 健康づくり | 2 地域福祉 | 3 次世代育成・子育て支援 | 4 高齢者福祉 | |
| 5 障害児・者福祉 | 6 社会保障 | 7 防災 | 8 防犯・交通安全 | 9 市民生活 |

基本方針5 市民と行政の信頼と協働で築くまちづくり（計画推進分野）

- | | | | |
|---------|---------|--------|--------|
| 1 参加・協働 | 2 共生・交流 | 3 情報共有 | 4 行政経営 |
|---------|---------|--------|--------|

■分野別計画の見方

施策の項目

施策の体系で示した施策ごとに項目立てをしています。
分野別計画では、施策ごとに、現状・課題、めざす姿と目標指標、施策の内容、共存・協働のまちづくりの考え方などを見開きで示しています。

関連計画

施策に関連する既存の計画などを掲げています。

現状・課題

施策に関連し、刈谷市のまちや市民の暮らしの現状を整理し、今後対処すべき課題をまとめたものです。

めざす姿

当該施策に取り組むことによって、10年後にどんな姿(生活像)をめざすのか、まちの状態と市民の暮らしの観点から示しています。

目標指標

めざす姿の達成状況を評価するための指標を設定し、それぞれについて5年後、10年後に達成をめざす数値目標を示しています。

1 市街地・住環境

【関連計画】

- 刈谷市都市計画マスタープラン（2011年～2020年）
- 刈谷市基本計画（2011年～2020年）
- 刈谷市住宅マスタープラン（2006年～2012年）
- 刈谷市中心市街地活性化基本計画（2000年3月策定）

(写真)

● **現状・課題**

本市では、これまで土地区画整理事業による市街地の基盤整備を進め、市街化区域への人口の定住化を進めてきました。それに伴い、人口は増加し、82.5%の市民がアンケート調査で「住みやすい」と評価しています。また、刈谷駅周辺は、再開発事業により都市機能の一定の集約化を実現し、それに呼応した商店街の活動によって、中心市街地としての賑わいも創出され始めました。

一方、全国的な人口動態とは異なり、本市では今後も人口増加が見込まれる中で、既成市街地の居住環境の高質化、まちなか居住の促進など、地域の活性化に資する住宅や住環境の整備を進める必要があります。

また、まちづくりにおいては、エネルギーの大

量消費により成り立ってきたこれまでの都市構造を再構築し、地球環境にも配慮し、将来にわたり誰かが安心して暮らすことができる取組みが求められています。

そのためには、都市における生活や活動は、それを取り巻く自然環境に支えられていることを再認識し、環境と共生した住環境を創出していくことが重要です。その過程では、行政のみならず多様な主体が連携することが重要であり、相互に協力できるような支援を行うことが必要です。こうしたことにより、都市の隅々に新たな活力を生み出し、誰かが安心して快適に生活できる魅力あふれるまちをめざします。

● **めざす姿（生活像）と目標指標**

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
● 都市環境と自然環境が調和した、魅力ある住みよいまちになっています。	刈谷駅周辺が活気や魅力があると思う市民の割合 49.3%	55%	65%
● 地域の特性や規模に見合った都市機能が集積しています。	市街化区域DID地区の人口密度 56.5人/ha	58.3人/ha	59.1人/ha

めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
● 誰もが不安なく快適に生活しています。	快適で便利な住環境が整備されていると思う市民の割合 74.7%	77%	80%
● 自分たちのまちをより良くしようと、自分たちで考え、活動しています。	まちづくりに関するワークショップ実施数 6か所	7か所	8か所

● 施策の内容

(1) 計画的な土地利用

- ① 刈谷駅周辺は、賑わいあふれる都市の中心拠点として、土地の高度・有効利用を誘導します。他の交通結節点を中心とする地域は、日常生活に必要な機能の集約を図ります。
- ② 新たな土地利用の実現にあたっては、市民のまちづくり意識の醸成や合意形成の促進に向けた自主的な取組みを支援します。
- ③ 市内への定住の促進や人口増加に対応した居住機能を確保するため、既存インフラの有効活用と交通利便性の高い地区に、新たな住宅地を創出します。
- ④ 本市の特長である“ものづくり”を支えるため、広域交通体系へのアクセス利便性の高い地区に、新たな工業地を創出します。
- ⑤ 地域の特性や日常生活の利便性向上の観点から、都市の再生や土地利用を誘導する用途地域の見直しに努めます。

(2) 市街地の整備・改善

- ① 中心市街地は、民間活力も活用し、環境と防災安全性に優れた活力と魅力あふれるまちとして整備を進めます。
- ② 基盤未整備地区では、土地区画整理事業や地区計画制度などを活用した基盤整備を進めます。
- ③ ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインを推進します。

(3) 住環境の充実

- ① 防災安全上問題のある既成市街地では、民間活力の活用により宅地建物の共同化を促進し、防災性に優れた良好な住環境の整備を進めます。
- ② 市営住宅の整備や改修などを進め、入居者の居住性を高めます。
- ③ 一定の規制を行うことにより、地域環境と調和し、防災性に優れた住宅や宅地供給を誘導します。
- ④ 既成市街地内の住工混在地区は、今後の社会経済情勢や都市機能の整備状況に応じて、土地利用の純化に努めます。
- ⑤ 緑地の需要を把握するとともに、地域の特性や周辺環境に配慮した整備を推進します。

(4) まちなみ・景観の充実

- ① 景観法による景観計画を策定し、良好な景観資源の保全や活用と、新たな魅力ある景観づくりを進めます。
- ② 道路、公園、河川、公共建築物などの都市施設や公共施設整備にあたっては、地域景観の誘導指針となるような整備を推進します。
- ③ 景観意識の普及、啓発に努め、自主的な取組みを支援し、安全で快適な住環境整備を促進します。
- ④ 都市生活にうるおいとやすらぎを与え、住みやすい市街地を形成するため、既成市街地や新たな居住系市街地では、敷地内の緑被率を高めるための支援を推進します。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

市民がまちづくりについて主体的に考え、話し合うまちづくりを行政が支援します。地域住民の参加や協働意識を高め、ワークショップなどにより意見や提案を把握し、施策や事業の実施にあたります。

市民の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政の役割 ~公助~
自分たちのまちをより良くするため、自分たちで考え、行動することに努めます。	団体の目的に沿って、市民や地域の取組みに助言を行い、まちづくりの取組みに参加します。	市街地・住環境の整備に努めるとともに、市民の主体的な取組みに対して、財政的・人的な支援を行います。

用語の解説

- **ワークショップ** 参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。
- **ＤＩＤ地区** Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が40人/ha以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる統計地域。
- **ユニバーサルデザイン** できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。
- **緑被率** 任意の地域や地区における緑被地（樹木・芝・草花などで覆われた土地の部分）の占める割合。地域の緑化や環境計画の策定を図る上で、重要な指標である。

施策の内容
 施策の展開の方向とその具体的な内容を示しています。

共存・協働のまちづくりの考え方
 市民や団体・事業者などと行政による共存・協働のもとで、施策の内容をどのように推進していくのか、その基本的な考え方とそれぞれの役割を「自助」「互助」「公助」として示しています。
 なお、本計画での「共存」とは、年齢、性別、国籍、障害の有無などの各々の違い並びに様々な考え方、活動及び組織の存在を認め合い、多様性を大切にすることを意味しています。

用語の解説
 このページ内で用いられている専門用語や難解な語句について解説しています。

基本方針 1

都市と自然が織りなす住みよいまちづくり

(都市環境分野)

- 1 市街地・住環境
- 2 道路・交通
- 3 公園緑地・緑化
- 4 河川・池沼
- 5 上水道
- 6 下水道
- 7 循環型社会・環境保全
- 8 低炭素社会

1 市街地・住環境

【関連計画】

- 刈谷市都市計画マスタープラン（2011年～2020年）
- 刈谷市緑の基本計画（2011年～2020年）
- 刈谷市住宅マスタープラン（2006年～2012年）
- 刈谷市中心市街地活性化基本計画（2000年3月策定）

（写真）

●現状・課題

本市では、これまで土地区画整理事業による市街地の基盤整備を進め、市街化区域への人口の定住化を進めてきました。それに伴い、人口は増加し、82.5%の市民がアンケート調査で「住みやすい」と評価しています。また、刈谷駅周辺は、再開発事業により都市機能の一定の集約化を実現し、それに呼応した商店街の活動によって、中心市街地としての賑わいも創出され始めました。

一方、全国的な人口動態とは異なり、本市では今後も人口増加が見込まれる中で、既成市街地の居住環境の高質化、まちなか居住の促進など、地域の活性化に資する住宅や住環境の整備を進める必要があります。

また、まちづくりにおいては、エネルギーの大

量消費により成り立ってきたこれまでの都市構造を再構築し、地球環境にも配慮し、将来にわたり誰もが安心して暮らすことができる取組みが求められています。

そのためには、都市における生活や活動は、それを取り巻く自然環境に支えられていることを再認識し、環境と共生した住環境を創出していくことが重要です。その過程では、行政のみならず多様な主体が連携することが重要であり、相互に協力できるような支援を行うことが必要です。こうしたことにより、都市の隅々に新たな活力を生み出し、誰もが安心して快適に生活できる魅力あふれるまちをめざします。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●都市環境と自然環境が調和した、魅力ある住みよいまちになっています。	刈谷駅周辺が活気や魅力があると思う市民の割合		
	49.3%	55%	65%
●地域の特性や規模に見合った都市機能が集積しています。	市街化区域D I D地区の人口密度		
	56.5人/ha	58.3人/ha	59.1人/ha
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●誰もが不安なく快適に生活しています。	74.7%	2015年	2020年
		77%	80%
●自分たちのまちをより良くしようと、自分たちで考え、活動しています。	まちづくりに関するワークショップ実施数		
	6か所	7か所	8か所

● 施策の内容

(1) 計画的な土地利用

- ① 刈谷駅周辺は、賑わいあふれる都市の中心拠点として、土地の高度・有効利用を誘導します。他の交通結節点を中心とする地域は、日常生活に必要な機能の集約を図ります。
- ② 新たな土地利用の実現にあたっては、市民のまちづくり意識の醸成や合意形成の促進に向けた自主的な取組みを支援します。
- ③ 市内への定住の促進や人口増加に対応した居住機能を確保するため、既存インフラの有効活用と交通利便性の高い地区に、新たな住宅地を創出します。
- ④ 本市の特長である”ものづくり”を支えるため、広域交通体系へのアクセス利便性の高い地区に、新たな工業地を創出します。
- ⑤ 地域の特性や日常生活の利便性向上の観点から、都市の再生や土地利用を誘導する用途地域の見直しに努めます。

(2) 市街地の整備・改善

- ① 中心市街地は、民間活力も活用し、環境と防災安全性に優れた活力と魅力あふれるまちとして整備を進めます。
- ② 基盤未整備地区では、土地区画整理事業や地区計画制度などを活用した基盤整備を進めます。
- ③ ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインを推進します。

(3) 住環境の充実

- ① 防災安全上問題のある既成市街地では、民間活力の活用により宅地建物の共同化を促進し、防災性に優れた良好な住環境の整備を進めます。
- ② 市営住宅の整備や改修などを進め、入居者の居住性を高めます。
- ③ 一定の規制を行うことにより、地域環境と調和し、防災性に優れた住宅や宅地供給を誘導します。
- ④ 既成市街地内の住工混在地区は、今後の社会経済情勢や都市機能の整備状況に応じて、土地利用の純化に努めます。
- ⑤ 墓地の需要を把握するとともに、地域の特性や周辺環境に配慮した整備を推進します。

(4) まちなみ・景観の充実

- ① 景観法による景観計画を策定し、良好な景観資源の保全や活用と、新たな魅力ある景観づくりを進めます。
- ② 道路、公園、河川、公共建築物などの都市施設や公共施設整備にあたっては、地域景観の誘導指針となるような整備を推進します。
- ③ 景観意識の普及、啓発に努め、自主的な取組みを支援し、安全で快適な住環境整備を促進します。
- ④ 都市生活にうるおいとやすらぎを与え、住みやすい市街地を形成するため、既成市街地や新たな居住系市街地では、敷地内の緑被率を高めるための支援を推進します。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

市民がまちづくりについて主体的に考え、話し合う土壌づくりを行政が支援します。地域住民の参加や協働意識を高め、ワークショップなどにより意見や提案を把握し、施策や事業の実施にあたります。

市民 の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政 の役割 ~公助~
自分たちのまちをより良くするため、自分たちで考え、行動することに努めます。	団体の目的に沿って、市民や地域の取組みに助言を行い、まちづくりの取組みに参加します。	市街地・住環境の整備に努めるとともに、市民の主体的な取組みに対して、財政的・人的な支援を行います。

用語の解説

●**ワークショップ** 参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。

●**DID地区** Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が40人/h a以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる統計地域。

●**ユニバーサルデザイン** できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。

●**緑被率** 任意の地域や地区における緑被地（樹木・芝・草花などで覆われた土地の部分）の占める割合。地域の緑化や環境計画の策定を図る上で、重要な指標である。

2 道路・交通

【関連計画】

- 刈谷市都市計画マスタープラン（2011年～2020年）
- 刈谷市交通バリアフリー基本構想（2005年3月策定）

（写真）

●現状・課題

本市では、これまで幹線道路や駅周辺環境の改善など様々な整備を進めてきました。しかし、市内への通勤者の増加、日常生活における移動距離の増加など、依然として自動車の交通量は増加しており、今後もピーク時を中心に渋滞の発生が予想されます。さらに、市中心部には自動車関連の事業所が集中しており、刈谷駅南北の駅前広場周辺の整備も進み、中心部への交通の集中は今後も続くことが予想されます。

一方、少子高齢化や地球規模の環境問題など都市交通を取り巻く状況は大きく変化しており、市民の意識や行動の変化を的確に把握し、計画及び整備に反映させることが重要です。

このため、これまでの需要追従型の道路交通施

策から、環境や景観、安全安心、交通弱者の保護優先などの新しい視点を含めた目標達成型の道路交通施策を進めていく必要があります。

市内の自動車交通、バス及び鉄道交通は、それぞれが独自に計画や整備を行ってきましたが、これらの交通は、自転車や歩行者の視点も含め相互に密接に関係しています。今後は、関係者が協力して、道路整備計画の見直しを含めた総合交通体系を確立し、交通需要マネジメント（TDM）施策と連携した総合的な交通施策により、ユニバーサルデザインに配慮した都市交通環境を形成し、過度に自動車交通に依存しない歩いて暮らせるまちづくりを実現することが求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●適正な交通分担により環境にやさしい道路交通環境が形成されています。	自動車以外の交通分担率		
	24.4%	26%	29%
●交通事故の危険が少なく、安心して出かけることができる歩行空間が確保されています。	車や自転車などで移動しやすい道路と思う市民の割合		
	60.3%	63%	66%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●渋滞が減少し、移動時間が短くなっています。	主要区間の平均所要時間(刈谷駅～市内主要地点)		
	18.5分	17.5分	16.5分
●車が運転できない人も、不自由なく買い物などに出かけることができます。	公共施設連絡バスの年間利用者数		
	443,615人	500,000人	550,000人

●施策の内容

(1) 道路の整備

- ① 自動車交通の増加を踏まえ、国道419号の多車線化や未整備幹線道路の早期事業化を国や県に要望します。
- ② 南北間をはじめ、地域間交通流動の円滑化を促す幹線道路の整備を推進します。
- ③ 交通渋滞を緩和するために、幹線道路交差点の改良を推進します。
- ④ 地域の良好な環境を創出し、緊急車両の通行を確保する生活道路の整備を推進します。

(2) 歩道・自転車道の整備

- ① 電線類の地中化により歩行空間を拡大し、誰もが歩きやすい歩道の整備を推進します。
- ② ユニバーサルデザインに配慮した高齢者や障害者にやさしい道路づくりを推進します。
- ③ 道路形態を見直し、必要などころでは自転車と歩行者の分離を行い、安全な道路空間を確保します。

(3) 公共交通の充実

- ① 市民の移動手段として、刈谷市公共施設連絡バスの利便性を高め、充実を図ります。
- ② 民間活力を活用したバス事業の誘導や支援などを継続します。

- ③ 名鉄名古屋本線富士松駅での停車本数の増加を要望するとともに、市内主要駅の利便性や安全性の向上を図ります。

(4) 総合交通対策の推進

- ① 多様な移動手段が選択できる交通施設の整備、TDMやモビリティ・マネジメント(MM)による公共交通へのシフトなど、環境配慮型の交通体系を推進します。
- ② ITSの導入検討など情報化社会に対応した道路機能、交通流動化に向けた道路環境の充実を図ります。
- ③ バリアフリー基本構想を拡充し、新しいバリアフリー歩行空間を形成し、多様な交通手段により快適に移動できる交通環境づくりを推進します。

(5) 駐車場・駐輪場の整備

- ① 駅前駐輪場を整備し、自転車利用者の利便性の向上を図ります。
- ② 駐車場の需要実態を踏まえ、公共駐車場を設置するとともに、地域における共同駐車場の設置を支援します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

市民ニーズを把握し、効果的な道路や公共交通整備を行い、市民の多様な移動手段の選択により、渋滞の解消に努めるとともに、環境にやさしいまちづくりを進めます。また、刈谷市以外の道路管理者や交通事業者及び企業などと連携し、環境にやさしい交通体系の確立を進めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
公共交通機関や自転車などを積極的に利用し、過度に自動車に移動しない生活に心がけます。	従業員などへ公共交通の利用の働きかけを行います。また、交通事業者などは交通の専門家として各種施策の助言を行います。	道路や公共交通環境などの整備を推進し、適正な交通分担、移動方法への移行を促します。

用語の解説

- 総合交通体系** 道路や公共交通を利用する人の利便を向上させ、移動費用や環境負荷を抑制し、移動の効率化を図るため複数の交通手段を適正に組み合わせて行う移動手段のこと。
- 交通需要マネジメント(TDM)** Transportation Demand Management。車の利用者の交通行動の変更を促すことにより、道路交通混雑を緩和する手法の体系。円滑な交通流動の実現により、環境の改善、地域の活性化も図られる。
- ユニバーサルデザイン** できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。
- モビリティ・マネジメント(MM)** Mobility Management。一人ひとりのモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通などを適切に利用する)に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策。
- ITS** Intelligent Transport Systemsの略で、高度道路交通システムのこと。最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。

3 公園緑地・緑化

【関連計画】

- 刈谷市都市計画マスタープラン（2011年～2020年）
- 刈谷市緑の基本計画（2011年～2020年）
- 刈谷レストラーレ基本構想（2007年3月策定）

（写真）

●現状・課題

本市は、岩ヶ池公園（刈谷ハイウェイオアシス）や総合運動公園などの都市公園をはじめ、フローラルガーデンよさみや逢妻川緑地などの公園や緑地の整備を積極的に進めてきました。その結果、人口1人当たりの都市公園等の面積は、県平均より高い水準となっています。

しかし、公園施設に対する市民ニーズは多様化しており、市民の意見を反映した公園づくりが求められるとともに、公園のユニバーサルデザインや災害時の緊急避難場所としての機能の強化など、市民ニーズを反映した公園の再整備が求められています。

緑豊かな自然環境は、市民生活にやすらぎと潤いを与え、動植物の生息域としても貴重です。小堤西池周辺の北部丘陵地帯や市内に点在する社寺境内地などの樹林は、貴重な自然環境として、今後も一層の保全が必要です。

緑化については、緑の募金活動を展開し、学校や地域の緑化活動を推進するとともに、民有地の緑化に対する補助を行うなど、市民の緑化意識の高揚に努めてきました。しかし、市街化区域内の緑地は年々減少しており、新たな緑地の創出に向けた制度の導入など、市民、事業者、行政が一体となって緑化を推進していくことが必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●安心して気軽に利用できる特色のある公園や緑地の整備が進んでいます。	公園や緑地が充実していると思う市民の割合		
	69.3%	75%	80%
●市街地に緑の多いまちになっています。	身近な公園・緑地の配置率		
	73.8%	77%	80%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●コミュニティや世代間での交流が図られ、余暇や地域活動で公園を利用しています。	緑や自然を身近に感じることができると思う市民の割合		
	65.7%	67%	70%
●主体的に緑化に取り組んでいます。	自宅の敷地などを利用して緑化に努めている市民の割合		
	72.3%	76%	80%
●地域の公園整備の計画や維持管理に積極的に関与しています。	地域住民に管理されている公園数		
	121 か所	130 か所	140 か所

●施策の内容

(1) 公園の整備・改善

- ① 亀城公園は本市の歴史・文化のシンボルとして、桜の名所である城址公園としての整備を推進します。
- ② 市民会館の跡地については、市街地の貴重な緑地として緑化に努めるとともに、災害時の様々な復旧支援活動用空地となる広場の整備を推進します。
- ③ 誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進します。
- ④ 地域住民の意見を反映した市民参加型の公園整備に努めるとともに、災害時の緊急避難場所としての機能を備えた公園の整備や改善を推進します。
- ⑤ 省エネルギー型照明の設置や剪定枝の有効利用など環境に配慮するとともに、市民が安全に公園を利用できるよう適正な維持管理に努めます。

(2) 緑地・緑道の整備

- ① 市民が散策などを楽しめる緑道やサイクリングロードを整備します。
- ② 緑の基本計画に基づき、市域全体の緑化を推進します。

- ③ 明治用水中井筋の用水敷を利用し、緑道整備を進めます。

(3) 自然環境の保全と再生

- ① 風致地区や社寺境内地などの樹木の保全や緑地の確保を促進し、自然的景観の維持、形成に努めます。
- ② 自然観察会や環境講座などを通じ、自然環境の保全について広く市民に啓発を行い、保全活動への参加を促進します。
- ③ 市街地周辺に広がるまとまりのある農地は、本市の特徴的な景観として活用を図ります。

(4) 緑化の推進

- ① 二酸化炭素（CO₂）の削減など緑化による効果やその重要性を市民に啓発し、市内の緑化を推進します。
- ② 緑化推進基金を活用し、民有地における生垣設置や屋上緑化、壁面緑化などを支援します。
- ③ 公共施設は、良好な市街地環境の形成に向けて、積極的に緑化を推進します。
- ④ 緑化保全活動を自主的に行う市民活動団体などの育成に努め、市民、事業者、行政が一体となった緑化推進活動を推進します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

市民アンケートやワークショップなどを通して、市民参加型の公園整備に努めます。また、地域の公園の維持管理は、公園愛護会などの地域団体に委ね、地域のニーズに応じた管理が可能となるように努めます。緑化の推進においては、民有地の緑化を支援するとともに、自然環境の保全や再生、緑化推進の活動などを行う市民活動団体の育成に努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
地域の公園整備や維持管理に積極的に関与します。また、自然環境の保全に努めるとともに、民有地の緑化に努めます。	公園愛護会を組織し、自分の住む地域の公園の維持管理に努めます。また、事業所や教育施設などの敷地内緑化に努めます。	市民参加型の公園整備に努めるとともに、活動団体などへの支援を行います。また、個人や団体などが行う緑化活動を支援します。

用語の解説

●**レストラーレ** ラテン語で「元気を回復する」、「癒す」を意味する言葉。

●**ハイウェイオアシス** 公園と高速道路の休憩施設を一体的に整備し、高速道路からも一般道路からも利用できるようにしたエリア。

●**ユニバーサルデザイン** できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。

●**公園愛護会** 市内の都市公園などの維持管理に協力し、公共施設愛護の精神を高揚する目的で構成される地域団体。

●**ワークショップ** 参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。

4 河川・池沼

【関連計画】

- 刈谷市雨水総合治水対策整備計画（2002年3月策定）
- 境川流域総合治水対策（1982年7月策定）

(写真)

●現状・課題

本市には、境川、逢妻川、猿渡川をはじめ県が管理する15の二級河川と、市が管理する20の準用河川があります。

近年、これらの河川流域内では、都市化の進展に伴い市街地の保水機能や遊水機能が低下し、増加する集中豪雨により、浸水被害の危険性が高まっています。また、河川上流部に位置する市町の開発も進み、河川末流部に位置する本市の河川への負荷が増大しています。そのため、浸水被害を解消するため、県や流域関連市町と連携した総合治水対策、公共下水道の整備や雨水流出抑制対策を進めていく必要があります。

また、二級河川境川流域及び猿渡川流域は、特

定都市河川浸水被害対策法の適用を受けたことにより、流域全体で総合的に治水対策に取り組むことになりました。市街地内における河川整備や雨水貯留機能の確保など、官民一体となった取り組みを進める必要があります。

本市の北部地域には、農業用として利用されているため池が数多く点在しています。これらのため池は農業用水のパイプライン化により、農業目的での利用が減少するとともに、護岸の老朽化により改修が必要になっています。今後は、ため池を利用した治水機能の強化を図るとともに、水辺空間を利用した自然とのふれあいの場づくりが求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●道路冠水による通行止めが解消され、ライフラインが確保されています。	準用河川整備率		
	88.3%	90%	92%
●河川やため池を活用した散策路や水辺空間が整備されています。	水辺の憩いの場整備数（河川・池沼）		
	7か所	8か所	11か所
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●異常気象時にも、浸水被害の不安のない安全で安心な生活をしています。	総合治水対策量の達成率		
	35.9%	50%	70%
●市民の環境保全の意識が向上し、河川やため池の維持管理に市民が主体的に関わっています。	雨水貯留浸透施設の年間設置数		
	10か所	30か所	50か所
	地域住民に管理されている河川・池沼数		
	9か所	12か所	13か所

●施策の内容

(1) 河川の改修

- ① 境川・猿渡川水系改修促進同盟会を通じて、二級河川の改修を関係機関に強く要望します。
- ② 準用河川や幹線排水路の改修を推進します。

(2) 池沼の整備・保全

- ① ため池は、保水機能、遊水機能に優れた重要な施設であり、農業用利水に配慮しつつ、洪水調整池としての整備を推進します。
- ② 洲原池、岩ヶ池、草野池をはじめとする北部ため池群は、野鳥が数多く飛来する貴重な自然環境であり、その保全に努めます。

(3) 治水・雨水対策

- ① 既成市街地の雨水の流出を抑制するため、公共施設を利用した雨水貯留施設の設置や透水性舗装の導入など、保水機能や遊水機能の維持や回復に努めます。
- ② 既成市街地の浸水を防ぐため、公共下水道雨水幹線の整備や排水機場の更新などに努め、排水機能の向上を図ります。

- ③ 特定都市河川浸水被害対策法の適用を受けた二級河川境川流域及び猿渡川流域内では、民間開発における雨水貯留施設の設置を促進します。

- ④ 雨水貯留施設や雨水浸透施設に対する補助制度を積極的にPRし、治水に対する市民の意識向上に努めます。

(4) 水辺空間の利用

- ① 河川やため池の持つ水と緑、動植物の生息する水辺空間の回復や保全に努め、憩いの場や社会学習の場として活用します。
- ② 河川改修に際しては、多自然川づくりを基本に、植生の復元や生物の生育環境の確保に努め、水辺空間の自然環境を保全します。
- ③ 河川の水質浄化を図るため、下水道の普及率と水洗化率の向上に取り組み、河川やため池への生活廃水の流入を抑制します。
- ④ 洲原池、岩ヶ池などの水質浄化対策を進め、農業用利水の水質改善を図るとともに、良好な水辺空間を創出します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

河川や排水路などへの負荷を抑制するため、市民や事業者などと協力して雨水貯留施設や浸透施設などの設置を進め、都市内の治水機能の向上を図ります。また、河川やため池の整備とあわせ、多自然川づくりの考え方により水辺空間の創出に努めるとともに、河川や排水路などの維持管理を市民と行政が協力して行います。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
住宅での浸透マスや雨水貯留施設などの設置に努めます。また、河川やため池の維持管理に積極的に関与します。	事業所やマンションなどでは雨水貯留施設の設置に努めます。河川やため池などの維持管理を行います。	河川整備やため池などを活用した貯留機能の向上を図るとともに、公共施設などでの雨水貯留施設の設置や道路の透水性舗装などの導入を進めます。

用語の解説

- 保水機能** 農地や森林土壌が、流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能。
- 遊水機能** 河川沿いの田畑などにおいて、雨水または河川の水が流入し一時的に貯留する機能。
- 特定都市河川浸水被害対策法** 著しい浸水被害が発生またはその恐れがある都市部を流れる河川及びその流域において、国民の生命、身体または財産を保護するため、流域水害対策計画の策定や、雨水流出を抑制するための規制、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備などの推進を定め、浸水被害対策の推進を図ることを目的とする法律。
- パイプライン** 農業用水を長距離にわたって輸送するため、地下に埋設された管路。
- 多自然川づくり** 河川改修の1つで「川の働きをいかしながら複雑な地形を保全回復」「川の働きを許容する空間を確保」「河川の連続性を保全確保」「河川風景を豊かにする」などの発想や考え方。

5	上水道	(写真)
【関連計画】 ○ 刈谷市水道ビジョン（2009年～2018年） ○ 刈谷市上水道第4期拡張変更計画（2002年～2015年）		

●現状・課題

水道事業は、昭和35年に市内約12,000世帯のうち約2,200世帯に給水を開始して以来、市勢の発展とともに、増加する人口や生活環境の向上に応じて、水源浄水場や各配水場などの水道施設及び管路施設の整備を進めてきました。平成21年度末で、市内全域を給水区域として約58,800世帯へ給水しており、水道普及率は99.8%に達しています。

しかし、事業開始以来50年が経過し、水道施設は老朽化が進んでおり、近い将来、大規模な施設の更新や改修を行う必要があります。また、東海・東南海地震などの大規模地震の発生も危惧さ

れています。災害時においても安定した水道水を供給するため、水道施設及び管路施設の耐震化を推進する必要があります。

これらの大規模な施設の更新、改修及び施設の耐震化などを行うため、長期的な財政計画と計画的かつ効率的な事業計画により、安定した経営基盤の強化に努める必要があります。

また、安全でおいしい水を継続して供給するため、水質管理を徹底するとともに、節水意識の向上を図り、水の有効利用を進めていくことが必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●水道水が安定的に供給されています。 ●災害時に備えた応急給水体制が整備されています。	有収率		
	94.2%	96%	96%
	基幹管路の耐震化率		
	39.8%	68%	93%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●安心しておいしい水を享受しています。 ●節水に努めています。	安心して水道が利用できると思う市民の割合		
	87.9%	89%	91%
	節水に努めている市民の割合		
	76.6%	78%	80%

●施策の内容

(1) 水源の確保と水質管理

- ① 自己水源の定期的な点検、清掃及び施設の更新により、取水能力を維持します。
- ② 的確な水需要予測を行い、県営水道の受水計画を検討し、効率的かつ効果的な水源の確保に努めます。
- ③ 水源浄水場や配水場の水質管理に努めるとともに、ビルやマンションなどの貯水槽水道施設の適正管理の指導や助言を強化します。

(2) 水道水の安定供給

- ① 定期的に水需要の予測を行い、水需要に応じた供給水量の確保に努めます。
- ② 老朽化した水道施設を計画的に更新します。また、定期的に浄水及び配水設備を点検し、適正な維持管理に努めます。

(3) 災害対策の充実

- ① 救急医療機関や避難所へ至る配水ルートを基幹管路として位置づけ、水道管の耐震化を推進します。

- ② 災害や断水時などに的確な対応ができるよう水道施設の危機管理体制を強化します。
- ③ 応急給水用資器材の整備を進め、応急給水体制を充実します。

(4) 事業運営基盤の強化

- ① 将来の大規模な施設更新に備え、長期的な財政計画により安定的な事業運営に努めます。

(5) お客様サービスの向上

- ① 水道のサービスや経営状況の公表など、情報提供の充実に努めます。
- ② アクアルームは、市民に親しまれる施設として、施設内容の充実を図ります。
- ③ アルミボトル入りの啓発用飲料水により、刈谷の水を広くPRします。

●共存・協働のまちづくりの考え方

応急給水設備の整備、災害時に備えた飲料水の確保などの対策を図るとともに、各地域で応急給水訓練を実施し、大規模地震や災害時に備えて行政、市民、地域団体などがそれぞれの役割を果たせるよう連携を図ります。

市民 の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政 の役割 ~公助~
節水や水の有効利用に努めます。応急給水訓練に積極的に参加するとともに、日頃から水の備蓄などに努めます。	ビルやマンションなどの貯水槽水道施設の管理の強化に努めます。災害時に対する協力体制を確立し、応急給水訓練の実施に努めます。	施設や管路などの更新や耐震化を推進し、水道水を安定供給します。災害時に備えた応急給水資器材の備蓄や応急給水訓練の実施などの体制整備を進めます。

用語の解説

●**応急給水** 地震や湧水などにより断水が発生した場合、緊急の水需要に応じるための臨時的給水のこと。給水車や仮設給水栓などを用いて実施する。

●**貯水槽水道施設** ビルやマンションなどにおいて、水道管から供給される水をいったん受水槽に貯め、建物の利用者に飲み水などとして供給する施設の総称。

●**配水設備** 水源浄水場や各配水場から家庭へ、水道水を適正な圧力で連続して供給するのに必要な配水池、配水ポンプなどの設備。

●**有収率** 配水場から送り出された水量に対して、水道料金に換算された水量の割合。

●**アクアルーム** 西境町の水源浄水場内に設置された水道に関する知識を学習できる施設。

6 下水道

【関連計画】

- 境川流域関連公共下水道事業基本計画（2003 年改定～2015 年）
- 刈谷市都市計画マスタープラン（2011 年～2020 年）

(写真)

●現状・課題

本市の下水道事業は、昭和 27 年に近隣市町に先がけて整備に着手しました。汚水処理は、愛知県及び本市を含む6市3町（当時）による境川流域下水道事業として平成元年4月1日に供用開始しました。平成 21 年度末で、下水道普及率は 86.3%に達し、全国平均（72.7%）や愛知県平均（70.8%）と比較しても大きく上回る整備を行ってきました。しかし、市街化区域の一部及び市街化調整区域の既存集落において未整備の地域があるため、引き続き整備を行っていく必要があります。

水洗化人口については、平成 17 年～平成 21 年の5年間の平均で、毎年 6,500 人程度が下水道

を使えるようになっているのに対して、下水道に接続している人は毎年 4,900 人程度の増加に止まっており、下水道への接続について、より一層の市民意識の向上を図る必要があります。

また、合流式下水道で整備されている中心市街地（中部処理分区）は、市内で最も早く下水道の整備を行ってきた地域であるため、下水道管の老朽化が進んでおり、下水道の機能低下、道路陥没による事故などを未然に防止するため、計画的に調査点検、改修工事を進めていく必要があります。さらに、地震や集中豪雨などの災害に備え、適切な施設管理に加え、下水道施設の耐震化を推進していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015 年	2020 年
●下水道が整備され、生活排水が側溝や排水路に流れず、生活環境が向上しています。	下水道普及率		
	86.3%	93%	95%
●河川やため池などの水質が改善し、多様な生物が生息する水辺となっています。	河川の水質浄化度（二級河川森前川のBOD）		
	7.5mg/l	5mg/l	5mg/l
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●家庭や事業所の汚水が適切に処理され、清潔で衛生的な生活をしています。	下水道水洗化率		
	77.8%	85%	93%
	下水道水洗化人口		
97,579 人	121,300 人	140,300 人	

● 施策の内容

(1) 公共下水道の整備

- ① 市街化区域及び市街化調整区域の既存集落を中心に、公共下水道（污水）の整備を推進し、生活環境及び公共用水域の水質を改善します。
- ② 合流式下水道における雨天時放流水の水質を改善します。

(2) 下水道施設の保全と災害対策

- ① 下水道施設の老朽化に対して、布設替や管更生工事などを行うことにより、下水道の機能低下、道路陥没による事故などを未然に防止し、施設の長寿命化を図ります。

- ② 震災時に、下水道の機能を維持できるよう施設の耐震化を推進します。

(3) 下水道事業の啓発

- ① 公共下水道事業に対する市民意識の一層の向上を図るため、広報活動や啓発に努めます。
- ② 水洗化への助成制度の周知に努め、下水道への接続を促進します。

(4) 事業運営基盤の強化

- ① 今後の施設更新に備え、長期的な財政計画により安定的な事業運営に努めます。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

河川やため池などの公共用水域の水質浄化により、多様な動植物が生息する水辺は、生活の中に自然を感じることでできる大切な空間です。そのため、下水道が果たす役割を正しく理解するとともに、下水道の整備を進め、積極的に下水道を利用し、生活環境や公共用水域の水質の改善を進めます。

市民 の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政 の役割 ～公助～
下水道に接続し、生活排水を川に流さないように努めます。	排出する処理水の管理を徹底し、公共用水域の水質保全や自然環境の回復・保全に努めます。	下水道の必要性や仕組みなどの啓発に努めます。また、公共下水道の整備を推進するとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

用語の解説

- **下水道普及率** 行政区域内の人口に対して、下水道が整備され、供用開始された区域の人口の割合。
- **下水道水洗化人口** 公共下水道に接続している人口（浄化槽利用の人口は含まない）。
- **下水道水洗化率** 下水道の供用開始区域内の人口に対する水洗化人口の割合。
- **公共用水域** 水質汚濁防止法によって定められる公共利用される水域や水路。河川、湖沼、港湾、公共溝渠、かんがい用水路など。
- **BOD** Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量のこと。河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
- **管更生工事** 道路を掘削せずに、老朽化した管渠の内面から補修を行い、機能維持を図る工事。
- **合流式下水道** 下水の排除方法の一つ。雨水と污水を同じ管渠で処理場まで流し、浄化処理をして河川などに放流する方式。もう一つは「分流式下水道」で、雨水と污水を分離して、雨水は直接河川へ放流し、污水は処理場で浄化処理して河川などに放流する方式。

7 循環型社会・環境保全

【関連計画】

- 刈谷市環境基本計画（2005年～2014年）
- 刈谷市地球温暖化対策地域推進計画（2008年～2012年）
- 刈谷市一般廃棄物処理基本計画（2009年～2023年）
- 刈谷市環境都市アクションプラン（2011年～2020年）

(写真)

●現状・課題

地球規模の環境問題が国際的な課題となっている今日、環境への負荷を減らし、次世代に良好な環境を引き継ぐために、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から、限りある資源を有効に活用する循環型社会への転換が望まれています。

本市では、分別収集により資源のリサイクルを進め、ごみの減量化に向けた様々な取り組みを行ってきた結果、ごみの量は減少してきたものの、目標値達成のためには、さらなるごみの減量やリサイクルを進めていかなければなりません。

また、生活環境においても、都市化の進展や環境に対する意識の高まりなどを背景として、工場や事業所を主な発生源とする産業型公害だけで

なく、自動車の走行に伴う排出ガスや近隣騒音といった都市生活型公害の増加など公害問題が多様化しています。

本市の生活環境を向上させ、地球環境の保全にもつなげていくためには、一層のごみの発生抑制、減量化を進め、省資源化や資源の再利用、再生利用を図るとともに、公害の防止や環境保全への取り組みを進めることが課題となります。

そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境活動に取り組み、地球環境を保全し、環境にやさしいライフスタイルに転換していくことが必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●分別収集が徹底され、ごみの資源化が進んでいます。	リサイクル率		
	17.6%	35%	40%
●公害の発生件数が減少し、生活環境が良好に保たれています。	公害苦情発生件数		
	60件	50件	40件
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●市民、事業者、行政が、環境への負荷の少ない行動を実践しています。	1人1日当たりのごみ排出量		
	531g/人・日	440g/人・日	390g/人・日
●ごみの3Rに取り組む市民や事業者が増え、ごみの排出量が減少しています。	事業系ごみの年間排出量		
	18,075t	14,000t	12,000t

● 施策の内容

(1) 循環型社会・環境保全意識の高揚

- ① 地球環境問題への認識を深め、環境負荷を低減する生活への転換を促進するため、広報や各種講座などによる啓発に努めるとともに、児童生徒に対する環境教育を推進します。
- ② ごみの3Rに取り組む市民や事業者の活動を促進するため、各主体間のネットワークづくりを推進します。
- ③ まだ使える衣類や家具類などの再利用を促進するため、リサイクルプラザの利用の啓発に努めます。

(2) ごみの減量化

- ① 有機性廃棄物の資源化を進めるとともに、資源回収活動への支援を行い、資源の再利用を促進します。
- ② 生ごみ処理機器の補助制度の充実やマイバッグ運動によるレジ袋削減などにより、ごみの発生抑制を促進します。

- ③ 事業者のリサイクル活動を支援するとともに、ごみの排出指導を徹底し、事業系ごみの減量を図ります。

(3) ごみ・し尿の適正な処理

- ① 地域や集合住宅管理者と連携を図り、周知啓発や指導助言を行い、ごみの適正な分別や排出に努めます。
- ② 地域と連携を密にし、不法投棄の防止を図ります。
- ③ 環境保全対策を実施し、一般廃棄物処理施設の適正な管理運営を行います。

(4) 公害の防止

- ① 大気や水質、騒音、振動などの監視測定を実施するとともに、事業所への立入調査や指導を行い、公害の未然防止に努めます。
- ② 生活排水による水質汚濁、近隣騒音、悪臭などの防止に対する啓発や指導を行い、都市生活型公害の防止を推進します。
- ③ 公害発生後の処理を迅速かつ適正に行うために、地域や関係機関との連携を強化します。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

市民、事業者、行政が、それぞれの立場で循環型社会、環境保全を実現するための行動を起こすことが重要であり、それぞれが連携して各種の施策を推進することが大切です。

市民 の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政 の役割 ～公助～
ごみの適正な分別や排出を実践し、ごみの減量やリサイクルに努めます。都市生活型公害の発生抑制に向け、環境に配慮した行動を心がけます。	事業者は法令を遵守し、ごみ減量やリサイクルなどに努めます。また、主体的に環境教育の推進に関与します。	ごみやし尿などを適正に収集処理するとともに、分別収集によるごみの減量化や資源化への啓発に努めます。また、3Rの推進に向けて相互に協力、連携できる体制の確立に努めます。

用語の解説

- **循環型社会** 製品などが廃棄物となることが抑制され、循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷がができる限り低減される社会。
- **ごみの3R** ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）をいい、これに、ごみになるものを断る（リフューズ）を加えてごみの4Rということもある。
- **都市生活型公害** 自動車の排ガスによる大気汚染、騒音、生活雑排水による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げなどによる地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。
- **リサイクルプラザ** 家庭で不用になった生活用品などを持ち込んで安価な値段で展示販売するリサイクルショップ、リサイクル情報コーナー、傘の修理工房、布類の再生、再生補修家具の展示・入札などの機能を備えたリユース（再利用）、リサイクル（再生利用）を目的とした施設のこと。
- **有機性廃棄物** 炭素分を含んだ炭素化合物の廃棄物のこと。具体的には、生ごみ、剪定枝、廃食用油、下水汚泥など。

8 低炭素社会

【関連計画】

- 刈谷市環境基本計画（2005年～2014年）
- 刈谷市地球温暖化対策地域推進計画（2008年～2012年）
- 刈谷市環境都市アクションプラン（2011年～2020年）

(写真)

●現状・課題

地球規模の環境問題が国際的な課題となっている中で、特に地球温暖化は世界共通の課題です。その原因といわれるCO₂をはじめとする温暖化ガスは、私たちの日常生活や生産活動におけるエネルギーや資源の消費によるものです。省エネルギー型製品の普及は進んでいるものの、電気やガスの使用量の増加に伴い、CO₂など温暖化ガスの排出量は増加し続けています。特に民生・家庭部門での排出量の伸びが著しいため、家庭生活におけるエネルギー消費の削減などの対策が必要です。

本市では平成16年4月に施行した「刈谷市環境基本条例」の中で、地球環境の保全を基本理念

の一つとし、地球温暖化の防止に向けて、太陽光発電システムの設置や環境対応車の購入に対する助成などを行い、温暖化ガスの排出削減を推進してきました。

今後も、地球温暖化対策に向けた取組みを積極的に推進する必要がある、次の世代のためにも良好な生活環境の保全を図る必要があります。本市としても、温暖化ガス25%削減をめざし、地域で対応が可能な取組みを推進するため、「環境都市アクションプラン」に基づき、市民、事業者、行政が適切に役割を分担し、各主体が連携して、積極的に低炭素社会の構築に取り組む必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーやクリーンエネルギーの施設や設備が導入されています。 ●CO₂の排出抑制のため、市民、事業者、行政が協力できる仕組みが整っています。 	公共施設のエネルギー使用量		
	18.6 l/m ²	17.5 l/m ²	16.6 l/m ²
	1人当たりの家庭からのCO₂年間排出量		
	1,416kg-CO ₂	1,239kg-CO ₂	1,062kg-CO ₂
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●環境意識が浸透し、省エネルギーに取り組んでいます。 ●自動車、公共交通機関、自転車などをバランス良く活用しています。 	81.0%	省エネルギーに心がけている市民の割合	
		83%	85%
	24.4%	自動車以外の交通分担率	
		26%	29%

● 施策の内容

(1) 環境意識の高揚

- ① 地球温暖化などの環境問題について、幅広い世代を対象に環境学習の機会を提供し、市民の環境意識の高揚を図ります。
- ② 市民、事業者、行政などの各主体における地球温暖化の防止に対する取組みが円滑に進むよう、講座の開催や広報による啓発など、情報提供の充実に努めます。

(2) 地球温暖化対策の推進

- ① 環境都市アクションプランに基づき、市民、事業者、行政が連携して地球温暖化対策を推進します。
- ② 環境対応車の普及を促進するとともに、自転車利用やエコ通勤など環境に配慮した交通行動を促進します。

③ 中小企業を中心に市内事業所の省エネルギーやクリーンエネルギーの導入を支援するなど、産業分野でのCO₂削減を促進します。

④ 暮らしの中でCO₂の削減に努めるエコライフの普及に向けて、エコポイントをはじめとする支援策を活用して、環境にやさしい消費行動を促進します。

(3) エネルギーの有効利用

- ① 公共施設の新設や改修時には、率先して省エネルギーやクリーンエネルギー設備を導入します。
- ② 太陽光発電システムや高効率エネルギーシステムの設置などに対する支援を行い、省エネルギーやクリーンエネルギーの導入を促進します。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

低炭素社会実現のため、市民、事業者、行政などが、日常生活や事業活動などに伴って排出されるCO₂の削減に取り組むことが大切です。積極的に省エネルギーなどの対策に取り組み、日常生活や事業活動の改善などにより、地球環境にやさしいライフスタイルへの転換に努めます。

市民 の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政 の役割 ～公助～
クリーンエネルギーや省エネルギー型製品の使用に努めるとともに、環境にやさしいライフスタイルを心がけます。	省エネルギーの推進やクリーンエネルギー導入など、地域や事業活動の中で環境に配慮した活動を行います。	市内の一事業所として率先して省資源や省エネルギーに取り組むとともに、市民や事業者の地球温暖化防止に対する意識の高揚や情報提供などを行います。

用語の解説

●**低炭素社会** 二酸化炭素の排出が少ない社会。

●**温暖化ガス** 「温室効果ガス」とも呼ばれ、地上から放出された熱を吸収して、地球の気温上昇の原因となるガスのこと。

●**クリーンエネルギー** 化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱、地熱、風力など。

●**環境対応車** 二酸化炭素や排ガスを大幅に低減するエンジンや動力源を持つ自動車のこと。ハイブリッド自動車や電気自動車、天然ガス自動車など。

●**エコ通勤** CO₂の排出量を抑えるために、自動車を使わず、徒歩、自転車、公共交通機関などで通勤すること。

基本方針2

生きる力を育み

生きる喜びを実感できるまちづくり

(教育文化分野)

- 1 学校教育
- 2 青少年育成
- 3 生涯学習
- 4 スポーツ
- 5 文化・芸術
- 6 歴史・文化財

1 学校教育

(写真)

●現状・課題

本市では、子どもの「生きる力」を育むことに重点を置き、小中学校においては、少人数学級や少人数授業の重視、発達障害児への支援補助員の配置、小学校外国語活動の導入に対応したALTの配置などを通して、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めてきました。中学校では、生徒の職場体験学習をはじめとする各種体験を通して、社会で働く心構えや豊かな心を育む教育の推進にも取り組んできました。

不登校、非行、いじめなどの児童生徒の心の問題に対しては、学校、家庭、地域が一体となって取り組み、児童生徒が社会や仲間たちとの関わりを意識し、自らの個性と可能性を伸ばし、他者の気持ちを大切にしていけることができるよう、心を育てる教育や教育相談体制の充実、情報モラル教育などを総合的に推進してきました。

新学習指導要領でも、引き続き「生きる力の育成」という理念の共有の下、基礎的基本的な知識・

技能の習得、思考力・判断力・表現力などの育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実などが求められています。そのためにも、少人数学級や少人数授業の充実などを図り、今まで以上に児童生徒一人ひとりに対応したきめ細かな指導に努めるとともに、地域や企業などの外部の人材を積極的に活用し、幅広い教育力を活用していきます。

最近では食育の大切さが求められるようになりました。学校給食は、児童生徒が食に関して総合的に学習する場であり、食習慣の改善について家庭への啓発を進める機会でもあります。

本市の校舎や体育館は、昭和30年代頃から順次整備されたものが多く、耐震補強工事は完了したものの、教育施設の老朽化に対応していく必要があります。校舎や体育館の計画的な改修や改築工事を進めていく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●個に応じたきめ細かな指導が行われています。 ●地域の人材を活用して幅広く教育活動が行われています。 	小学校における少人数授業非常勤講師数		
	30人	40人	50人
	中学校部活動外部指導者数		
	18人	24人	30人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒が楽しく学習し、確かな学力や豊かな心、健康な体を身につけています。 ●児童生徒が安全で栄養豊かな学校給食を食べ、健やかに成長しています。 	学校が楽しいと思う子どもの割合		
	90.9%	92%	93%
	給食が好きな子どもの割合		
	90.7%	92%	93%

●施策の内容

(1) 教育内容の充実

- ① 児童生徒が社会の変化に対応できる能力を身につけることができるよう国際理解、環境、情報、福祉、健康などの教育を推進します。
- ② 社会の変化に対応した専門知識と指導力を持つ教職員を育成します。
- ③ 地域の人材や専門家、学生などに教育現場への協力を求め、幅広い教育の充実を図ります。
- ④ 社会や仲間たちとの心のふれあいを重視した道徳教育の充実を図ります。

(2) 安全・安心で地域に開かれた学校づくり

- ① 地域住民と児童生徒がふれ合う機会の充実を図ります。
- ② 児童生徒、障害児、地域住民が安心して学校施設を活用できるように努めます。
- ③ 避難訓練や防犯訓練を定期的に行い、児童生徒の安全確保を図ります。
- ④ 不審者の侵入対策、通学路での防犯対策を推進します。

(3) 学校施設・設備の整備・充実

- ① 安全性や快適性の向上を図るため、老朽化した校舎や設備の改修及び改築を推進します。
- ② 学校施設への省エネルギー設備の導入を推進します。

- ③ 児童生徒の情報処理能力を高めるために、情報教育設備の充実を図ります。

(4) 児童生徒へのきめ細かな対応

- ① スクールカウンセラー、心の教室相談員などを活用し、いじめや不登校などの教育相談体制の充実を図るとともに、子どもや保護者などからの相談に対応するセンター機能を整備します。
- ② 学校外施設である適応指導教室の充実を図り、不登校児童生徒への多様な支援を行います。
- ③ 少人数授業の充実を図り、児童生徒の基礎学力を高めます。
- ④ 保護者、地域、学生などの教育力をいかし、発達障害のある児童への支援を推進します。

(5) 学校給食の充実

- ① 給食指導や食育授業を実施して食の大切さを学ぶとともに、行事食や季節感のある旬の食品を取り入れた献立、リクエスト献立などを実施して楽しい給食にします。
- ② 第一学校給食センターの建替えを検討するとともに、調理業務の民間委託を推進します。
- ③ 地産地消の推進や施設の適切な維持管理などにより、安全で安心な給食を提供します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

子どもの感性豊かな心と健やかな体を育むためには、家庭、地域、学校が一体となって子どもの成長を見守っていくことが大切です。地域や学校といった社会の中で、人との関わり方や共同生活でのルールを学ぶことができるように努めます。

市民 の役割 ~互助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政 の役割 ~公助~
保護者として、子どもの成長を支え、地域や学校との連携に努めます。	子どもが、地域の中で学び、社会や人と関わりを意識し、個性と可能性を伸ばすことができる環境づくりに努めます。また、子どもの安全に目を配り、交通事故や犯罪から守ります。	教育環境の整備とともに、確かな学力と心豊かな人間性を身につけた子どもの育成に努めます。また、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもを育てる環境の整備に努めます。

用語の解説

- ALT** Assistant Language Teacher の略で、小中学校へ派遣する英語指導助手のこと。教師の指導を補助して英語教育の充実を図るもの。
- 食育** 生活していく上での基本として、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を通じて人間を育てること。
- スクールカウンセラー** 児童生徒の臨床心理に関して高度な知識と経験を有する専門家を、6中学校及びかりがね小学校に週6時間配置して、いじめや不登校などの問題行動に対応するもの。
- 行事食** 入学祝い、こどもの日、七夕などの時期にあわせた給食。
- リクエスト献立** 義務教育期間に食べてきた給食の中で、思い出の給食となるよう中学3年生を対象に、献立写真からおかず、ごはん、デザート類をそれぞれ選択できる献立。
- 地産地消** 地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組み。

2 青少年育成

【関連計画】

- 第2次刈谷市生涯学習推進計画（2005年～2014年）
- 刈谷市次世代育成支援行動計画（2005年～2014年）

（写真）

●現状・課題

青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから大人へと成長する時期であり、様々な悩みやかつ藤を経験し、社会の一員としての生活の基盤を確立し、社会へ貢献するとともに、能力や適正などに応じて活躍の場を広げていく時期です。

しかし、少子高齢化、核家族化、情報化、雇用形態の多様化など、青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、ニートやひきこもり数が高水準で推移するなど、青少年の社会的自立の遅れが深刻化しています。

また、青少年が被害者、加害者となる重大な事件が多発し、インターネットによる有害な情報が氾濫するなど、青少年の健全な成長に対する懸念が強まっています。

本市では、市民活動団体と連携し、放課後子ども教室、キッズクラブ、ヤングカレッジ事業など、青少年に多様な体験、学習機会と交流の場を提供しています。地域社会の中で、成長段階に応じて多様な体験を積み重ねることで、協調性や社会性などを育み、青少年の健やかな成長と自立を支援しています。しかし、24時間型の社会の進行、あるいは家庭や地域の教育力の低下は、深夜はいかいや喫煙などの不良行為の増加の要因となっています。

親をはじめ家族にとっても、社会にとっても青少年は次代を担うかけがえのない存在です。今後も、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で青少年の健全育成を図っていく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●社会全体で青少年を愛情と思いやりと責任を持って温かく見守っています。 ●青少年の体験活動の場に、地域住民が指導者やボランティアとして参加しています。 	家族とよく話をする子どもの割合		
	90.1%	91%	92%
	放課後などの交流拠点（居場所）数		
	7か所	17か所	19か所
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●青少年が健やかに成長し、社会との関わりを持ち、自立しています。 ●青少年が個性を発揮し、積極的に社会活動に参加しています。 	地域の祭りや行事などに参加することが楽しいと思う子どもの割合		
	84.8%	86%	87%
	青少年が参加する体験・交流活動参加延べ人数		
	5,905人	18,000人	20,000人

●施策の内容

(1) 家庭教育の推進

- ① 青少年の人間形成の基本となる家庭の役割の重要性について啓発に努めます。
- ② 家庭教育に関する講座を開催するなど、明るい家庭づくりの推進を図ります。

(2) 青少年を取り巻く環境の整備

- ① 学校、家庭、地域が連携し、社会全体で青少年を健やかに育み、自立できる環境づくりを推進します。
- ② 青少年の非行防止活動と有害環境の浄化活動を推進します。

- ③ 複雑化、多様化する青少年や家族からの相談に対応できる体制の充実を図ります。

(3) 青少年の自立支援と社会参加の促進

- ① 青少年が社会活動に参加し、社会で生きる力や創造力を育めるよう、様々な体験や交流活動の場の提供と支援を図ります。
- ② 地域におけるボランティア活動、異世代交流、社会体験など、青少年が主体的に携わることのできる活動への参加を推進します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

学校、家庭、地域などが当事者意識を持ち、それぞれの役割や責任を果たすとともに、相互に協力、補完し合い、青少年の健全育成に努めます。

市民 の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政 の役割 ~公助~
自らが青少年に規範を示すとともに、青少年に基本的な生活習慣や社会のルールやマナーを身につけることができる家庭教育の推進に努めます。	地域全体で青少年の健全な成長を見守る環境の醸成に努めます。また、事業者は教育力や資源を活用し学習機会を提供するなど地域の教育力の向上に努めます。	青少年健全育成施策を推進するとともに、学校、家庭、地域などと連携して青少年の自立支援を行います。

用語の解説

●**青少年育成** 本計画においては、概ね未就学児を除く子ども・若者の範囲を想定。

●**ニート (NEET)** Not in Education Employment or Training の略。高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人。

3 生涯学習

【関連計画】

- 第2次刈谷市生涯学習推進計画（2005年～2014年）

(写真)

●現状・課題

本市では、「自ら求め 自ら満たし 生きがいをもつ 生涯学習都市」を基本理念に、生涯学習の推進を図ってきました。市民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送り、地域社会が自らの課題を主体的に解決していくなど、自立した地域社会を形成するために個人の学習活動は欠かせないものであり、今後も学習活動における環境の整備を図っていく必要があります。

生涯学習における学習活動は、学習者の自発的な意思に基づくことが大切です。本市においては、市民が気軽に参加できる講座や教室などを開催し、自主的な学習のきっかけづくりに努めてきました。しかし、社会の変化に対応するために必要な学習は、必ずしも学習者の自発性とは一致し

ない場合があります。学習者の興味や関心を引き起こす啓発活動を行い、積極的に学習機会を提供していく必要があります。

また、学習者個人の学習成果が社会的に認められることが、次の学習への動機づけとなることから、個人の学習活動の発表の場の創出や学習によって身につけた知識や技術の活用を促進する必要があります。

生涯学習の拠点施設としては、本市の生涯学習の中核的施設である中央生涯学習センターを開設し、北部、中部、南部の各地域に生涯学習センターが整備されました。今後は、市民の生涯学習の実践の場として積極的に利用されるよう施設の有効活用を図っていく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●生涯学習施設が整備され、気軽に利用することができます。	生涯学習センターの利用件数		
	9,435件	27,000件	28,000件
●学びたい人が興味や必要に応じて学ぶことができます。	大学連携講座の受講者数		
	0人	1,500人	1,750人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●高い学習意欲や自ら学ぶ力を身につけています。	生涯学習を行っている市民の割合		
	43.5%	47%	50%
●個人の学習の成果をまちづくりにいかしています。	ボランティアや地域活動、自主活動などに参加したことのある市民の割合		
	42.5%	46%	50%

● 施策の内容

(1) 学習機会の充実

- ① 生涯にわたって学習できるよう幅広い年代に対して、講座や教室などの学習機会を提供します。
- ② 高等教育機関や民間事業者などと連携し、市民ニーズを踏まえ、専門性の高い講座や民間のノウハウをいかした講座の開催を促進します。
- ③ 情報通信技術の進歩に伴い、デジタル・ディバイドに対応した多様な学習内容を提供します。

(2) 学習活動の支援

- ① 市民の学習意欲を高めるため、学習成果の発表の場の充実に努めます。また、各種ボランティア活動を行っている人材を積極的に活用します。

- ② 市民の自主的な活動を活性化するため、各種団体の育成、支援に努めます。
- ③ 市の広報をはじめ、情報誌、インターネットなどを通じて、学習情報の提供に努めます。

(3) 生涯学習施設の利用促進

- ① 市の広報、ホームページにより生涯学習施設に関する情報の提供に努めます。
- ② 公共施設予約案内システムを見直し、より利用しやすいシステムとします。
- ③ 生涯学習施設を安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設改修を推進します。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

生涯学習は、学習者の自発的な意思により行われることが基本です。行政をはじめ地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関などは、生涯学習活動の環境づくりのため、それぞれの役割に応じた取組みに努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
自主的に学習活動や社会活動に取り組みます。	学習者が学び、経験を積む機会を提供するとともに、市民の学習に対する意欲や関心の喚起に努めます。また、大学は、公開講座など開催し、大学が持つ知的財産の提供に努めます。	学習情報の提供とともに、講座や教室などの学習機会の提供を通して、学習のきっかけづくりに努めます。また、利用しやすい生涯学習施設の維持管理に努めます。

用語の解説

●**デジタル・ディバイド** 通常「情報格差」と訳され、一般に、情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることができる人とできない人との間に生じる格差。

●**ユニバーサルデザイン** できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。

<h1>4 スポーツ</h1>	(写真)
<p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次刈谷市生涯学習推進計画(2005年～2014年) ○ 第2次刈谷市スポーツマスタープラン(2009年～2018年) 	

●現状・課題

スポーツは多様な側面を持ち、スポーツを“する”、“みる”、“ささえる”と人それぞれの関わり方があります。市民のスポーツ活動には、教室、イベント、大会に参加しての活動、クラブ、サークル、団体に所属しての活動、トップリーグなどを試合観戦しての活動、地域のスポーツリーダーとしての活動といった様々なスタイルがあります。

そして、スポーツ活動を推進するためには、市民のニーズに応え、誰でもスポーツがしたくなる、できる、続けたい環境づくりに努めることが必要です。

本市では、ウィングアリーナ刈谷や体育館の武道施設などのスポーツ施設の整備を進める一方で、スポーツ教室の開催、スポーツ関係団体の育成を図るとともに、地域の中で気軽にスポーツに親しむことができるように地域密着型の総合型地域スポーツクラブの設立に努めてきました。

今後は、スポーツマスタープランの目標である「だれもが生涯にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じ、主体的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会」の実現に向け、引き続き、活動プログラムの充実、クラブや団体の育成、施設の整備や充実、学校施設などの開放、指導者やリーダーの育成などを進めていく必要があります。

また、スポーツの振興には、行政のみならず、各種スポーツやレクリエーション団体、クラブ、学校、企業などがそれぞれ重要な役割を果たしています。これらの団体や機関が連携することにより、スポーツ振興に取り組むことが求められています。

総合型地域スポーツクラブの活動の活性化を図り、地域の中で気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりが必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●身近に利用しやすい施設があります。 ●スポーツに関する情報を手軽に得ることができます。 	スポーツ施設の利用者数		
	372,842人	430,000人	450,000人
	総合型地域スポーツクラブ加入者数		
	2,233人	4,200人	6,000人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●多くの市民がスポーツに親しんでいます。 ●身近に経験豊富な指導者がいます。 	週1回以上スポーツをしている市民の割合		
	38.9%	45%	50%
	スポーツリーダー養成講座修了者数(延べ)		
	1,156人	1,500人	1,750人

●施策の内容

(1) スポーツ活動プログラムの充実

- ① 目的やニーズに応じた教室や講座などを開催し、市民がスポーツ活動に参加できる機会を提供します。
- ② 国内トップリーグなどの試合を誘致し、レベルの高い試合が観戦できる機会を提供します。
- ③ 身近な場所でスポーツに親しむことができるよう、体育指導委員の活動を支援します。
- ④ 市民がスポーツに興味や関心を持ち、スポーツ活動に参加できるよう啓発に努めます。

(2) クラブ・団体の育成

- ① 地域のスポーツ振興に加え、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や青少年の健全育成、高齢者や障害のある人の社会参加の場として期待される総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- ② スポーツ関係団体の活動の充実や組織力の強化を支援し、各種目の競技人口の拡大や普及振興を図ります。

(3) スポーツ施設の整備・充実・開放

- ① 逢妻川の河川敷を利用して、新たな運動広場の整備を進めます。

② スポーツ施設、学校体育施設の適正かつ効率的な運営に努めるとともに、施設の利用率の向上を図ります。

③ ユニバーサルデザインに配慮し、多くの市民が利用しやすい施設となるよう整備を推進します。

(4) スポーツ指導者の育成

① 総合型地域スポーツクラブの指導者を中心に、スポーツの多様な楽しみ方や適切な技術指導など、幅広くスポーツマネジメントができる豊かな人間性と管理能力を備えた指導者の育成を図ります。

② 地域に密着したスポーツ活動を活性化し、生涯スポーツを推進するため、体育指導委員をはじめ市民に身近な立場の推進役となるリーダーを育成します。

③ 様々なスポーツ分野の指導者が連携し、相互に情報を交換し、知識や情報を共有できるネットワークづくりを推進します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

行政のみならず、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体、学校、地区組織、事業者、ボランティア・NPOなど多様な主体が、スポーツにふれる機会を創出し、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
ライフステージに応じて、スポーツ活動に参加します。また、スポーツを通じた仲間づくりに努めます。	各主体の特性をいかし、市民が気軽にスポーツに参加できる機会の創出に努めます。また、指導者やリーダーの育成にも努めます。	気軽にスポーツができる施設整備に努めるとともに、スポーツ教室などを開催し、スポーツに親しむきっかけづくりを推進します。また、スポーツ関係団体や学校、事業者などのネットワークづくりに努めます。

用語の解説

●**総合型地域スポーツクラブ** 子どもから高齢者、障害のある人まで、様々なスポーツを愛好する人々が参加できる、地域住民が自主的・自発的に運営する総合的なスポーツクラブ。

●**ユニバーサルデザイン** できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。

●**NPO** Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

5 文化・芸術	(写真)
【関連計画】 ○ 刈谷市文化振興基本計画（2008年～2017年）	

●現状・課題

文化芸術は、個人の趣味や楽しみにとどまらず、人々に元気を与え、魅力あるまちづくりを推進するために欠かせない要素です。特に、近年では、地域社会の連帯感の形成や地域経済の活性化にも貢献し、さらに教育や福祉の分野でも効果があることが注目されており、文化芸術の振興を図り、魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

本市では、総合文化センター、美術館、図書館など、活動拠点となる施設整備に努めてきました。平成18年の市民アンケートの結果では、本市の人口の約7割強の人が文化施設で芸術を鑑賞し、3割強の人が創作活動に携わっていると回答されています。しかし、公演や展覧会などの

情報が少なく、地域活動の情報も少ないという課題もあり、文化芸術のPRを積極的に行う必要があります。

市内の文化施設は、概ね整備されてきましたので、今後は、市民が文化芸術にふれる機会を充実させるとともに、市民が利用しやすく、気軽に練習や発表ができる施設運営に努めていくことが求められています。

また、文化芸術の担い手は市民であり、その振興のためには、市民との連携は欠かせません。市民の自主的な活動を支援するとともに、文化芸術関係団体間のネットワークを構築し、相互が協力できる関係を築いていくことが必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●施設が充実し、創作や発表がしやすい環境が整備され、文化活動が活発に行われています。 ●文化芸術に関し、様々な情報が提供されています。 	創作や発表がしやすい環境が整備されていると思う市民の割合		
	60.7%	63%	65%
	文化芸術関係ホームページの年間更新回数		
	84回	125回	140回
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が気軽に文化芸術の鑑賞や体験ができます。 ●文化芸術関係団体が連携を深め、文化芸術の振興を推進しています。 	日頃から文化や芸術に親しんでいる市民の割合		
	48.6%	51%	53%
	鑑賞の場、発表などの事業数		
	325回	600回	650回

● 施策の内容

(1) 鑑賞・体験の機会づくり

- ① 公共施設において、幅広い分野にわたり文化芸術作品を鑑賞する機会や体験する機会を提供します。
- ② 身近なところで気軽に文化芸術にふれる機会やわかりやすく学ぶ機会をつくり、文化芸術に親しむ機会のなかった人の関心を高めます。

(2) 創作・発表の機会づくり

- ① 公共施設において、創作活動の場を提供するとともに、高い技術を有したアーティストの指導を受けることができる機会を充実します。
- ② 市民が力をあわせて、本格的な創作活動を行う活動を支援します。
- ③ 市民文化祭をはじめ、文化活動をする市民が集い、日頃の創作活動の成果を発表する機会を提供します。

(3) 活動の支援体制の充実

- ① 専門的な人材を活用した質の高い文化芸術の振興に取り組みます。

- ② 文化芸術活動を行う個人や団体の社会貢献活動の促進や、市民のボランティア活動を支援します。

- ③ 市内外で行われる展覧会やコンサート、講座などの文化芸術活動や活動団体の情報提供に努めます。

(4) 文化芸術の拠点づくり

- ① 市民ホールを舞台芸術全般にわたり質の高い鑑賞空間として提供するとともに、市民の舞台芸術の発表・創造の場として提供します。

- ② 図書館を身近な知の源泉として市民に閲覧や貸出しを行うとともに、子どもの読書環境の整備や読書活動の推進体制の充実を図ります。

- ③ 美術館を企画展や常設展を通して心の豊かさを育む場として提供するとともに、創作活動の身近な発表の場として提供します。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

文化芸術活動を行う個人や団体などと連携し、幅広い市民ニーズに対応した施策の推進に努めます。市民が、趣味や生きがいづくりとしての文化芸術に親しむことのできる環境づくりに努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
主体的に文化芸術の鑑賞や活動に関わりを持ち、魅力あるまちづくりに努めます。	得意分野をいかして、地域団体や文化芸術関係団体が主体的に各種事業やイベントを開催します。また、文化芸術関係の指導者を活用し、普及振興に努めます。	活動しやすい施設となるよう維持管理に努めるとともに、講座や展覧会など文化芸術に親しむきっかけづくりに努めます。また、市民、事業者、団体などの連携を図ります。

6 歴史・文化財

【関連計画】

- 小堤西池カキツバタ群落保存管理計画書（2006年～2015年）
- 刈谷市文化振興基本計画（2008年～2017年）
- 刈谷市観光推進基本計画（2001年3月策定）

（写真）

●現状・課題

本市は、古くから衣ヶ浦の東岸に位置し、その沿岸には、縄文時代の遺跡や貝塚が多く発見されています。天文2年（1533年）に水野氏が刈谷城を築城し、江戸時代には城下町として発展をしてきました。その後、大正12年に、豊田佐吉、喜一郎親子の自動織機の試験工場を誘致したことから、工業都市として発展する基礎が築かれました。

このような歴史的背景から、多くの無形、有形文化財や史跡が残されています。これらの文化財や史跡などは共有の財産であり、後世へ大切に伝えていく必要があります。

本市では、歴史を感じることができる環境の整備として、「歴史の小径」の整備をはじめ、各種のパンフレットを作成し啓発活動を行ってきました。今後も、様々な取組みを通して、まちの歴

史に対する認知度を高める必要があります。

一方、多くの文化財が個人で管理されており、将来的な保存や活用が課題となっています。貴重な歴史資料を適切に保存管理ができる歴史博物館の整備を進めるとともに、文化財の収集に努め、資料の保存や公開、活用を進めていく必要があります。また、万燈祭や奴のねり、雨乞笠踊りなどの伝統芸能は、後継者の育成も含め保存会などの活動を支援し、その継承に努めていく必要があります。

このほか、本市には、国の天然記念物である小堤西池のカキツバタ群落があります。カキツバタの自生地としては、日本一の規模を誇る貴重な群落ですので、カキツバタの保護増殖に努めるとともに、周辺の自然的景観の保全を図る必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●歴史の小径の整備が進み、歴史にふれる環境が整備されています。 ●城下町の雰囲気を感じられるまちになっています。 	刈谷の歴史に興味を持っている市民の割合		
	35.9%	41%	46%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●歴史博物館が整備され、歴史や文化財にふれることができます。 ●文化財の保護活動や伝承活動が活発に行われています。 	歴史博物館の来館者数		
	—	30,000人	35,000人
ガイドボランティア数			
66人	70人	75人	

● 施策の内容

(1) 刈谷城址の整備

- ① 亀城公園の整備とあわせ、隅櫓や城門、石垣などの復元を推進します。

(2) 歴史博物館の整備

- ① 歴史博物館の建設により、市内に点在する多数の文化財の散逸を防ぎ、保存・活用に努めるとともに、本市の歴史や文化の発信拠点とします。
- ② 歴史博物館では、万燈祭や奴のねりなどの無形民俗文化財が体験できるように努めます。
- ③ 郷土資料館は民俗に関する資料の保存・展示を中心とし、歴史博物館と連携を図ります。

(3) 文化財の保護・伝承・活用

- ① 無形民俗文化財保存団体の活動や後継者育成に対して支援を行い、伝統文化の継承に努めます。

- ② 国指定天然記念物のカキツバタ群落は、保存管理計画に基づき適切に管理するとともに、市民と協力して保護活動に努めます。

(4) 歴史の啓発

- ① 講座や体験教室を開設し、市民が歴史や文化財に身近にふれることができる機会や場を提供します。
- ② ボランティアの養成や資質向上、市民サポーターの育成を図り、市民が歴史、文化財事業に積極的に参加できる環境を整備します。
- ③ 見やすく親しみやすいホームページやパンフレットを作成するなど、積極的に郷土の歴史文化の啓発活動を進めます。
- ④ 刈谷の偉人を紹介するDVDを作成し、市民の郷土への理解と愛着心の高揚を図ります。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

歴史や文化財は、まちの大切な財産であるとの認識を共有し、多様な主体が保存や継承に向けて協力することが大切です。郷土の歴史や文化財を広く市民に周知し、積極的に活用する中で、まちへの誇りや愛着を高めていく必要があります。

市民 の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政 の役割 ～公助～
郷土の歴史や文化財の理解に努めるとともに、歴史や文化財の保存活動などへの参加に努めます。	歴史や文化財を後世に伝えていく担い手となるよう努めるとともに、後継者の育成や地域住民の意識の高揚に努めます。	施設整備や講座、情報提供などにより歴史や文化財に対する市民意識の向上に努めるとともに、保存や継承活動への支援に努めます。

基本方針3

人と技術で賑わいを創り

笑顔で働き続けられるまちづくり

(産業振興分野)

- 1 農業
- 2 商工業
- 3 観光

1 農業

【関連計画】

- 刈谷農業振興地域整備計画（2011年～2015年）
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（2011年～2015年）
- 刈谷市食育推進計画（2011年～2016年）

（写真）

●現状・課題

本市の農業は、稲作を基幹農産物としていますが、都市近郊で消費者との距離が近いという有利な立地特性をいかし、野菜、果樹、花きなども生産されています。しかし、高い兼業化率と農業従事者の高齢化が進み、産業としての農業を担う後継者不足が深刻な問題となっており、畑作地帯を中心に遊休農地化が進んでいることから、再ほ場整備も難しい状況にあります。

このため、農業の将来を担う後継者や新規就農者にとって、魅力的でやりがいのある産業とするため、農業経営や新規就農のための支援策を実施し、安定した農業経営と有効的な農地の活用を行

う必要があります。

また、余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業に親しむライフスタイルや、より安全な農産物へのニーズが高まっています。今後は、生きがい活動としての農業や、地元農家が生産した安全で安心な農産物の供給を図っていく必要があります。

さらに、食の安全を確保し、食の大切さへの理解を深めていくことが求められており、食育基本計画に基づき、関係団体や市民、行政などが協力し、総合的かつ計画的に食育を推進していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●遊休農地が解消され、農業生産基盤である優良農地が確保されています。 ●地産地消の推進により、店には地元農家が生産した安全で新鮮な農産物が並んでいます。 	遊休農地面積		
	10ha	5ha	0ha
	地元農産物を買うように心がけている市民の割合		
	62.2%	65%	70%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●農家の収益が向上し、安定した農業経営となっています。 ●新規就農者のための支援策が整い、農業法人や営農組織、担い手が育っています。 ●農産物の栽培や収穫体験、生きがい活動としての農業が行われ、食の大切さを実感しています。 	農業生産法人数		
	1組織	3組織	5組織
	新規就農者数		
	0人	5人	10人
	食生活に気をつけている市民の割合		
	86.3%	90%	95%

●施策の内容

(1) 担い手の育成

- ① 新しい経営感覚を持った後継者の育成と、より効率的な農作業の受委託を推進するため、生産組織が企業的経営体となるよう育成や強化を図ります。
- ② 認定農業者の認定を促進するとともに、担い手の育成を支援します。
- ③ 新規就農者のための就農支援体制を構築します。

(2) 生産基盤の強化

- ① 農地の高度利用や生産性の向上のため、ほ場区画の大規模化、排水路及び農道の整備を行い、優良農地を確保します。
- ② 老朽化したパイプラインの布設替えを進めます。
- ③ 農業委員会による農地パトロールを実施し、無断転用の解消を図ります。
- ④ 新規就農希望者へのあっせんや市民農園としての活用を通じて、遊休農地の解消を図ります。

(3) 農業振興の推進

- ① 営農組合や認定農業者など担い手の経営規模の拡大に努め、農作業の効率化と経営コストの縮減を図ります。

- ② 果樹、露地園芸、花きなどの栽培農家が取り組む新規栽培作物、技術導入を支援します。
- ③ 農業関係団体と一体となって、農産物のブランド化を推進します。
- ④ 有害鳥獣駆除と家畜の防疫を推進します。
- ⑤ 農家が生産した安全で安心な農産物の販路拡大と地産地消のPRに努めます。

(4) 農業に親しむライフスタイルの推進

- ① 土と親しむ生活を送るため、刈谷生きがい楽農センターにて農業研修を実施し、研修修了者には、遊休農地を活用した市民農園のあっせんを行います。
- ② 地元農産物の加工技術の普及を推進します。

(5) 食育の推進

- ① 食に関する正しい知識の啓発と健康的な食生活の普及、栄養や食生活に関する学習機会の充実を図ります。
- ② 幼稚園、保育園、小中学校の給食を通じて、親子や家族、仲間や地域との関わりを深め、子どもの心身の健やかな発達を促します。
- ③ 農産物の栽培や収穫体験などを通じ、自然の恩恵や食を大切にする心を育てます。

●共存・協働のまちづくりの考え方

消費者ニーズを把握し、農家と消費者の距離を縮め、地産地消の推進に努めます。また、農地を貴重な憩いの空間として、農家だけではなく地域住民やボランティア団体などの協力し、農地の維持や保全に努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
農業者は後継者の育成に努めるとともに、農地の維持保全に努めます。また、消費者は地産地消に努めるとともに、食への理解を深めます。	地産地消や食育の推進、農地の環境保全に努めます。また、農業関係者を中心に、農産物のブランド化の推進や刈谷の農業のPRに努めます。	優良農地の維持管理に努めるとともに、農業関係者とも協力し、生産基盤の強化や後継者育成への支援に努めます。また、地産地消や食育の啓発に努めます。

用語の解説

- 食育** 生活していく上での基本として、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を通じて人間を育てること。
- 認定農業者** 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画により、市の認定を受けた農業者（法人含む）。
- パイプライン** 農業用水を長距離にわたって輸送するため、地下に埋設された管路。
- 優良農地** 10ha以上の規模の一団の農地で、区画が大きく大型農業機械の使用が可能な農地。
- 地産地消** 地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組み。

2 商工業

【関連計画】

- 刈谷市都市計画マスタープラン（2011年～2020年）

（写真）

●現状・課題

本市の工業は製造業を中心に発展してきましたが、長期化する景気の低迷やグローバル化に対応するため、より一層の経営合理化や生産効率向上が課題となっています。また、住環境や地球温暖化など環境に配慮した対応が必要になっています。そのため、環境に配慮した用地整備、産業育成や起業支援による既存工業の高度化、拡大化を図る一方で、今後も安定した経済基盤の形成を進めるために、新分野の産業を誘致することが望まれます。

また、産業構造の変化や若年労働力の減少、団塊の世代の退職、フリーターの増加など雇用状況が変わる中、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定、終身雇用の減少などにより労働環境は大きく変化しています。そのため、公共職業安定所や商工会議所、関係機関と連携し、事業者をはじめ求職者、労働者への情報提供や啓発を積極的に進め、雇用対策や就業支援の一層の充実を図

る必要があります。

小売業をはじめとする商業は、郊外型大型店舗やインターネット販売、産地直送など販売手法が多様化し、商店街などの小売店舗では客離れが進み、後継者不足なども相まって、空き店舗が増加するなど厳しさを増しています。しかし、こうした中でも、商店街連盟や商工会議所を中心に、全市的な商業活性化事業や各商店街の祭りやイベントなど地域の特色をいかした事業を実施し、成果をあげています。

今後は、高齢社会の進展や低炭素社会の構築に対応する必要性から、身近に買物ができる環境が整っていることも大切であり、事業者自身がそれぞれの地域や店の特性をいかし、地域コミュニティの拠点となるような地域密着型商業や消費者ニーズにあわせた商業を検討していくことが求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●企業の経営環境が安定、合理化しています。 ●新たな産業分野の企業が立地しています。 ●地域や店の特性をいかした魅力ある商店街づくりが進んでいます。 	産業が活発であると思う市民の割合		
	90.2%	91%	91%
	市内の商店街でよく買物をしている市民の割合		
	48.8%	49%	50%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●雇用環境が安定し、安心して働いています。 ●地域コミュニティの拠点として、商店街と地域が連携しています。 	事業所・企業統計調査による総従業員数		
	102,130人	110,000人	115,000人
	商店街のイベントなどに参加したことがある市民の割合		
	36.9%	40%	45%

●施策の内容

(1) 工業の振興

- ① 商工会議所をはじめ、産学官連携の強化や企業OBの経験や知識を活用し、経営改善、新商品や新技術開発の支援を推進します。
- ② 融資制度の利用促進や制度の充実を行い、事業者に対する経営の安定化、合理化及び経営規模の拡大などを支援します。
- ③ 流通に適した交通利便性の高い地域に、新たな用地の確保を検討し、既存工業の高度化、拡大化を図るとともに、新たな分野の産業誘致に努めます。

(2) 商業の活性化

- ① 国や県の補助制度を有効に活用し、空き店舗の活用や景観づくりなど商業環境の整備を支援し、魅力ある商店街形成を促進します。
- ② 商店街が賑わいある暮らしの場となるため、伝統的な祭りや地域の特色をいかしたイベントの開催などを支援します。

- ③ 一店逸品づくりなど個性をいかした店づくりを支援します。
- ④ 商店街が行う街路灯の整備や維持管理、共同駐車場や駐輪場の整備を支援します。
- ⑤ 融資制度の利用促進や制度の充実を行い、事業者に対する経営の安定化、合理化及び経営規模の拡大などを支援します。

(3) 雇用・就労の安定確保

- ① 事業者に対する人材活用や経営に関する講座を充実します。
- ② 雇用の継続・管理に関する情報提供や啓発を行うとともに、勤労者の人材育成など職業能力や技術向上のための講座や相談会を開催し、勤労者の就業支援に努めます。
- ③ 厳しい雇用環境にある学卒者、フリーターなどの若年者や中高年齢者に対する個人相談や講座の開催、キャリア形成の機会を提供し、就労機会の増大に努めます。

●共存・協働のまちづくりの考え方

商工業の振興は、基本的には事業主や商業主の経営判断に基づいた取組みが求められますが、雇用の創出や地域コミュニティの醸成にも寄与することから、行政としては積極的な支援を行うとともに、地域と連携した商工業支援を図っていく必要があります。特に、高齢化が進む中では、身近なところで生活必需品が購入でき、地域コミュニティの核となる商店街の再生が大切です。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
勤労者としての資質向上や自己啓発に努めます。また、商店街と協力して、地域のコミュニティの拠点づくりに努めます。	経営の安定化に努めるとともに、勤労者への研修や福利厚生の充実などに努めます。また、個性のある店づくりと商店街が地域のコミュニティの拠点となるように努めます。	事業者への支援とともに、関係機関との連携し、労働環境や商業環境、勤労者福祉の充実に努めます。また、工業用地を確保するなど、経営規模の拡大支援や新産業の誘致に努めます。

用語の解説

- 団塊の世代** 第二次大戦後昭和22年～24年にベビーブームが起り、年間約270万人が出生した。このベビーブーム期の世代が団塊の世代と呼ばれている。
- フリーター** 15歳から34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣などを含む）及び働く意志のある無職の人。
- 男女雇用機会均等法** 法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律。
- 育児・介護休業法** すべての企業、事業所に対して、子どもが一歳になるまでの育児休業と介護を必要とする家族がいる場合には、3か月までの介護休業の導入を義務づける法律。
- キャリア形成** 職業能力を身につけていくこと。

3 観光

【関連計画】

- 刈谷市観光推進基本計画（2001年3月策定）
- 刈谷レストラーレ基本構想（2007年3月策定）

(写真)

●現状・課題

本市の観光は、祭り保存会や刈谷市観光協会を中心に開催される大名行列・山車祭、万燈祭、わんさか祭りなどが主なものでした。平成16年12月の刈谷ハイウェイオアシスのオープンにより、新たな観光施設が誕生し、本市を訪れる観光客が飛躍的に増加しました。また、刈谷レストラーレ基本構想により、北部（刈谷ハイウェイオアシス周辺）、南部（フローラルガーデンよさみ周辺）を癒しの空間と位置づけ、市民の憩いの場の整備を進めています。

伝統的な祭りは保存会が中心に行っていますが、祭りを後世に継承していくためには、後継者の育成や技術の継承など保存会組織の強化が重要です。

現在、新たな観光資源として、刈谷城址の復元を含めた亀城公園の再整備や歴史博物館の整備を進め、観光資源としての活用や情報発信を行っていく必要があります。

また、本市は、自動車関連を中心とするものづくり産業の集積地で、世界的な企業が立地しています。大正時代の自動織機の工場誘致から自動車産業へと発展する過程の中で、多くの産業的な文化財や最新の技術や製品を紹介する企業の展示施設が整備されています。こうした資源を活用し、観光客が求める観光のあり方を検討し、モデルコースを設定するなど産業観光を推進していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ● 郊外には癒しの空間、憩いの場があります。 ● 産業観光ができます。 ● 多くの観光客が刈谷ハイウェイオアシスなどの観光拠点を訪れています。 	主要観光拠点数		
	14か所	14か所	15か所
	主要観光拠点の年間利用者数		
	10,233千人	10,700千人	11,200千人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的な祭りに、市民が積極的に参加し、活動しています。 ● 休日には郊外で過ごして心身をリフレッシュしています。 	観光協会主催のイベント・祭りの観客数		
	426,293人	450,000人	480,000人
	市内に休日などにリフレッシュできる場所があると思う市民の割合		
	57.3%	61%	65%

●施策の内容

(1) 「ふるさと刈谷」の魅力向上と発信

- ① 刈谷ハイウェイオアシスやフローラルガーデンよさみ、刈谷駅などから本市の観光情報を発信します。
- ② 主要な観光拠点で刈谷の魅力の説明、発信できるガイドボランティアを育成します。
- ③ 歴史博物館の整備にあわせて、本市の歴史情報を発信します。

(2) 産業観光の推進

- ① 事業者と連携し、工場見学や企業の展示施設などを組み合わせた産業観光ルートを整備します。
- ② 依佐美送信所記念館では、来訪者に展示されている産業遺産などを説明ができるガイドボランティアを育成します。

(3) 観光資源の発掘と活用

- ① 市内の史跡などを結び歴史の小径を活用し、歴史散策を推進します。

- ② 亀城公園は、刈谷城址として城下町の趣を感じられる公園として整備し、観光資源としての活用を検討します。
- ③ 万燈祭をはじめとする伝統的な祭りを未来へと伝えるため、保存会とも協力し、後継者の育成や技術の伝承を図るとともに、祭りを観光資源として活用します。
- ④ 鉄道会社と連携し、ウォーキングイベントの開催を促進します。

(4) 刈谷レストラーレ構想の推進

- ① 刈谷ハイウェイオアシスを核として、小堤西池カキツバタ群落や洲原池など北部丘陵地を散策できるルートを整備します。
- ② フローラルガーデンよさみ周辺では、景観作物の栽培を支援し、田園風景と調和した憩いの空間を創出します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

観光の推進のためには、多くの人々がまちの魅力や良さを再発見し、関係者がそれぞれの立場をいかに協力することが必要です。一つ一つの個々の資源を組み合わせ、観光資源としての魅力の向上に努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
まちの魅力を発見し、積極的なPRに努めます。	各主体が特性をいかに、観光事業などに取り組むとともに、内外に向けまちの魅力や観光資源のPRに努めるとともに、ボランティアの育成に努めます。	各主体の取組みへの支援を行うとともに、ネットワークを構築し、相互に連携し、観光事業の相乗効果を生むことができるように努めます。

用語の解説

●**レストラーレ** ラテン語で「元気を回復する」、「癒す」を意味する言葉。

●**ハイウェイオアシス** 公園と高速道路の休憩施設を一体的に整備し、高速道路からも一般道路からも利用できるようなエリア。

●**産業観光** 歴史的・文化的価値のある産業文化財（古い機械器具、工場遺構などのいわゆる産業遺産）、生産現場（工場、工房、農・漁場など）、産業製品を観光対象（資源）として人的交流を促進すること。

基本方針4

支えあいみんなが元気で

安心して暮らせるまちづくり

(福祉安全分野)

- 1 健康づくり
- 2 地域福祉
- 3 次世代育成・子育て支援
- 4 高齢者福祉
- 5 障害児・者福祉
- 6 社会保障
- 7 防災
- 8 防犯・交通安全
- 9 市民生活

1 健康づくり

【関連計画】

- 健康日本21 かりや計画（2004年～2013年）
- 刈谷市新型インフルエンザ対策行動計画（2009年10月策定）

（写真）

●現状・課題

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の発症が依然として高くなっています。背景には、食生活の偏りや運動を心がけている人が少ないことにあります。これらの疾病の発症を予防する一次予防対策として、健康な人も含め市民一人ひとりが、「健康はつくるもの」という積極的な意識を持ち、健康づくりに取り組む必要があり、保健センターを拠点として、健康寿命の延伸を目標に、生涯を通じた健康づくりを推進していくことが求められています。

妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談を実施し、健康の保持増進を図っていますが、核家族化、女性の社会進出などにより妊娠、育児を取り巻く環境が変化しています。妊娠や育児の不安を軽減するため、集団的または個別的に行う様々な支援

が必要となっています。

従来の感染症は、医療の進歩や防疫体制の整備により、ある程度発生が抑えられてきましたが、完全に抑制することができたわけではなく、新型インフルエンザなど新たな感染症の発生による健康被害や社会的影響が懸念されており、今後さらなる対策が求められています。

また、医療に関しては、生活の安心という観点からも市民の要望や意識は高く、いつでも安心して必要な医療を受けることができる体制の充実が求められています。市内唯一の総合病院である市民病院的な病院である刈谷豊田総合病院の機能の充実を支援するとともに、医師会や歯科医師会などとも連携し、病診連携や休日夜間診療体制の充実を支援していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値		
		2015年	2020年	
●新保健センターを拠点に、市民の健康づくり活動が活発に行われています。	日頃から健康づくり活動を実践している市民の割合	70.4%	75%	80%
		安心して医療が受けられる環境が整っていると思う市民の割合		
●感染症の流行が最小限に抑えられ、安心して医療が受けられる体制が整備されています。	82.1%	85%	88%	
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値		
●地域の健康づくり活動への参加や健診、受診を通じて、健康な生活をしています。	健康診査（がん検診）の受診率	19.9%	25%	30%
		子育てに自信が持てない母親の割合		
●母子ともに健康で、ゆとりと自信を持って、楽しく子育てをしています。	6.1%	5%	4%	

●施策の内容

(1) 健康の増進

- ① バランスの良い食生活や適度な運動など健康的な生活習慣を身につけるための正しい知識の普及啓発を行うとともに、食育や生涯スポーツの推進と連携し、地域における健康づくり活動を支援します。
- ② がん検診など健康診査事業の受診率の向上に努め、疾病を早期に発見し、事後指導などの充実を図ります。
- ③ (仮称)〇〇〇(新保健センター)において、生活習慣病予防、介護予防の推進を図るため、トレーニング機器を活用し、幅広い年齢層を対象に、個々の体力や健康状態に応じた運動メニューの提示や実践を行い、運動習慣の定着化を推進します。

(2) 母子保健の推進

- ① 母親と乳幼児の健康の保持増進のために健康診査を実施します。
- ② 妊娠期から育児期にわたる健康知識の普及や母性・父性の育成、保護者の交流などを支援するとともに、個別相談や家庭訪問などを実施し、育児不安の軽減に努めます。

(3) 予防接種と感染症対策

- ① 予防接種の重要性や感染症予防の啓発を行い、定期予防接種の接種率の向上に努めます。
- ② 感染症の二次感染を防止するため防疫体制の強化を図るとともに、国や県、医師会などと連携し、新型インフルエンザなどの新たな感染症への危機管理対策を講じます。

(4) 地域医療体制の充実

- ① 市民病院的な病院であり本市医療の中核的な役割を持つ刈谷豊田総合病院において、良質な医療を提供できるよう施設整備や医療機器などの充実を支援します。
- ② 刈谷豊田総合病院と医師会との病診連携を図るため、かかりつけ医の定着化などを推進します。
- ③ 市民が安心して救急医療が受けられるよう、医師会や歯科医師会などと連携し、休日夜間などの医療体制の充実に努めます。
- ④ 県や近隣自治体及び医療機関との調整を図り、地域医療体制の充実を働きかけます。

●共存・協働のまちづくりの考え方

「健康はつくるもの」という意識を持ち、市民一人ひとりが生活習慣の大切さと自らの健康状態を理解し、健康づくり活動を自ら実践、継続することが大切です。行政や医療関係者は、市民の健康づくりを支援するとともに、健康意識の普及啓発や医療環境の充実に努める必要があります。

市民 の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政 の役割 ~公助~
日頃から自分の健康や生活習慣に関心を持ち、元気で明るく楽しく暮らすため、健康づくりに努めます。	健康に関する知識の普及啓発に努め、地域に密着した健康づくり活動の実施に努めます。また、医療関係者は、行政と連携し、地域医療体制の充実に努めます。	健康づくりの普及啓発に努めるとともに、健康づくりの拠点や指導相談体制の充実に努めます。また、医療関係者の取組みを支援し、地域医療体制の充実に努めます。

用語の解説

- 生活習慣病** 高血圧、糖尿病など生活習慣(食生活、運動不足、飲酒、喫煙)が発症原因に深く関与している疾患の総称。
- 健康寿命** 人間が健康で自立的に生活できる期間のこと。ある人の余命のうち、日常の生活動作を自力で行える(病氣、怪我、認知症などでない)状態にある期間。
- 感染症** インフルエンザや結核、エイズなどウイルスや細菌などの微生物(病原体)が体内に侵入し、増殖することで引き起こされる疾患のこと。
- 新型インフルエンザ** 毎年流行を繰り返してきた季節性のインフルエンザウイルスとは異なり、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。
- 病診連携** 患者に対し、より効率的、効果的な医療を提供するために、身近な開業医(かかりつけ医)と専門的な医療機関が役割や機能を分担し、お互いに連携すること。
- 食育** 生活していく上での基本として、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を通じて人間を育てること。

2 地域福祉

【関連計画】

- 刈谷市地域福祉計画（2010年～2014年）
- 刈谷市地域福祉活動計画（2006年～2011年）

(写真)

●現状・課題

核家族化、少子高齢化、共働き家庭の増加などにより家庭や地域の相互扶助機能が低下するとともに、生活上の諸課題は複雑多様化し、福祉サービスへの社会的需要は増加しています。さらに、社会経済情勢などの影響もあり、自殺、ひきこもり、虐待、孤独死などといった新たな社会問題も見受けられるようになってきました。また、増加する単身高齢者など要援護者の支援についても課題となっています。

これまで、行政や社会福祉法人などにより、障害者や高齢者の様々な福祉関連施設の整備やサービスの提供を充実してきました。近年は、福祉分野への民間事業者の新規参入が広がるとともに、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、行政とボランティア団体などとの連携の気運が高まっています。さらに、団塊の世代の地域回帰も始まろうとしています。

また、本市では、刈谷市民ボランティア活動支援センターのほか、社会福祉協議会においても福祉ボランティアの拠点としてセンターを設置するなど、ボランティア活動に関わる団体の育成を図ってきたことにより、団体の登録数も着実に増加しています。

こうした社会状況の中、福祉の心の醸成を図り、地域の実情に応じた福祉の推進を、地域団体やボランティア、NPOなどとの協力の下で、住民同士で支えあい、地域で問題を解決していく地域福祉の必要性や重要性が高まっています。

そのため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の充実を図るとともに、地域組織や人材の育成支援を通じて、地域住民やボランティア、NPOなどと連携し、地域の課題や実情に対応した活動が展開できる地区社会福祉協議会の設置を推進する必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民同士で支えあう地域福祉活動が行われています。 ●地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉の体制や仕組みが整っています。 	地域の支えあいにより高齢者や障害者も安心して暮らせると思う市民の割合		
	58.2%	63%	68%
	地区社会福祉協議会設置数		
	0か所	1か所	3か所
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動を通じて、住民同士が交流しています。 ●地域の課題を住民同士が共有し、解決に向け、行動しています。 	ボランティア活動などに参加している市民の割合		
	9.6%	12%	15%
	社会福祉協議会のボランティア登録団体数		
	103 団体	115 団体	125 団体

●施策の内容

(1) 福祉の心の醸成

- ① 学校教育や生涯学習、ボランティア活動などの場面において、市民と障害児・者などがふれ合う機会を増やし、障害や認知症などについての理解やノーマライゼーション、ユニバーサルデザインを理解した福祉の心の醸成に努めます。
- ② 地域住民がふれ合い、思いやりの心を育む機会となる交流活動を推進します。

(2) 地域福祉活動の推進

- ① ボランティアやコーディネーターの養成講座を開催し、地域福祉の担い手が育つ環境づくりを推進します。
- ② 小中高等学校の福祉活動を支援するとともに、各種福祉施設と連携を図り、児童生徒の体験学習を実施します。

- ③ 地域住民が、地域の課題を見出し、自らで解決策を考え、行動できる地域住民会議を開催します。

(3) 地域福祉推進体制の充実

- ① 社会福祉協議会の福祉ボランティア支援機能の充実を図り、地域福祉活動の担い手となる地域ボランティアの立ち上げや活動を支援します。
- ② 刈谷市民ボランティア活動支援センターの充実を図り、市民のボランティア活動の情報の収集や発信、団体の交流や連携を推進します。
- ③ 地域住民、ボランティア、NPOなどとの連携を図り、地域住民会議の開催や、地域の課題、実情に応じた活動ができる地区社会福祉協議会の設置を推進します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

多くの人が“福祉の心”を持ち、参加し、支えあう地域社会の形成に努めることが大切です。ボランティアやNPOをはじめ地域を支える多様な主体が、それぞれの役割を担い、協力して地域福祉の実現をめざします。

市民 の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政 の役割 ～公助～
地域の一員であることを自覚し、地域活動やボランティア活動などへ積極的に参加します。	地域で活動する団体は市民を取り込む主体となり、地域福祉の推進に努めます。また、事業者などは、財政的、人的な面で活動への支援に努めます。	社会福祉協議会の充実を図り、地域に密着した組織や人材の育成を支援します。また、活動団体などのネットワークを構築し、相談や活動支援体制を充実します。

用語の解説

- NPO** Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。
- 団塊の世代** 第二次大戦後昭和 22 年～24 年にベビーブームが起り、年間約 270 万人が出生した。このベビーブーム期の世代が団塊の世代と呼ばれている。
- 刈谷市民ボランティア活動支援センター** 平成 15 年 10 月に、本市が市民ボランティア活動を支援するために設置した拠点施設。
- ノーマライゼーション** 障害児・者や高齢者などを特別な存在として見るのではなく、健常者とともに社会生活を普通に過ごすことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方やそれに向けた運動や施策のこと。
- ユニバーサルデザイン** できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。
- 社会福祉協議会** 市区町村に設置され、社会福祉法にも規定されている公益的、自主的な組織で、地域福祉の推進を図ることを目的に運営される組織。略して「社協」という。
- 地区社会福祉協議会** 市町村内の小地域福祉課題に取り組むため自治会、小・中学校区などを単位としてボランティアなど各種団体と協力して運営される組織。略して、「地区社協」という。

3 次世代育成・子育て支援

【関連計画】

- 刈谷市次世代育成支援行動計画（2005年～2014年）

(写真)

●現状・課題

少子化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化により、子育てに悩みや不安を持つ保護者が増えていることから、気軽に集まり話ができ、お互いの不安を相談できる場所や機会が求められています。

本市では、4か所の子育て支援センターが整備され、主に就園前の親子の遊び、相談の場を提供しています。また、ファミリー・サポート・センターは順調に会員数を伸ばし、利用者の多様なニーズに応えることができるようになってきました。

今後は、行政のみでなく、地域住民のつながりを一層強化し、異年齢児や大人との交流ができ、気軽に相談し助け合うことのできる地域コミュニティの確立が望まれています。家庭、地域、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、連携し、子どもの主体的、創造的な育成を図ることが求められるとともに、子育てを支援する市民の自主的な

活動の育成や支援が必要です。

一方、少子化が進行する中で、本市における合計特殊出生率は、全国や愛知県を上回る値を示しており、女性の社会参加を背景に、保育園の0～2歳児は待機児童が出ている状況です。市の組織改革を行い、幼稚園と保育園の窓口を一本化し、就学前児童の保育と幼児教育の充実を図っています。また、児童クラブにおいても待機者が出ています。今後も増加すると想定されるニーズに対応するため、幼稚園と保育園の連携や施設整備を進める必要があります。

また、子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能や教育力の低下が指摘される中、放課後の子どもが異学年や地域の大人と交流でき、安全・安心で健やかに過ごすことができる居場所の確保が求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●各地域に子育て支援団体があり、地域全体が連携して子育て家庭を支援しています。	子どもを生み・育てやすいと思う市民の割合		
	75.7%	78%	80%
●子育てをしながら安心して社会参加ができる環境が整っています。	ファミリー・サポート・センター登録会員数		
	1,947人	2,200人	2,400人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●地域住民と子どもたちがのびのびと交流しています。	%	幼稚園や保育園で子どもが多様な経験をし友達とふれ合い楽しく学んでいると思う保護者の割合	
		%	%
●子どもたちが多様な経験や価値観を学んでいます。	子育て支援団体数		
	8団体	15団体	20団体

●施策の内容

(1) 地域における子育て支援

- ① 子育て支援センターで気軽に親子が集い、遊び、相談できる場を提供します。また、幼稚園と保育園においても子育て相談や講座を開催し、地域から信頼される開かれた園づくりに努めます。
- ② 地域の子育てボランティアサークルの活動支援とネットワークの構築を図ります。
- ③ ファミリー・サポート・センターの利用者の視点に立ち、多様なニーズに柔軟に対応できる体制の整備を図ります。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

- ① 関係機関との連携により、児童虐待の防止や障害児療育の充実など、支援が必要な子どもが健やかに育つ環境整備を図ります。
- ② 各種手当の支給やひとり親家庭の自立支援を充実し、子育て家庭の経済的負担の軽減やひとり親家庭の安定した暮らしを支援します。
- ③ 地域、事業者、行政が一体となり、子育て支援に関わる仕組みづくりに努めます。

(3) 保育・幼児教育の充実

- ① 子どもの情緒の安定や基本的生活習慣の確立、

遊びや自然体験、直接体験の充実、人と関わる力の育成などを図り、心豊かで心身ともに健康な子どもを育成します。

- ② 保育の専門知識や保育技術を習得する研修を充実し、保育士と教諭の資質向上を図ります。
- ③ 地域の施設や地域の教育力を活用し、地域、園、家庭の三者が協力して保育と幼児教育の充実を図ります。

(4) 幼稚園・保育園の整備・充実

- ① 老朽化した園舎の増改築や現有する資源をいかし、保育環境の整備を推進します。
- ② 幼稚園と保育園の連携強化を図り、保育園の待機児童の解消に努めます。

(5) 子どもの居場所づくり

- ① 小学校敷地内への児童クラブの設置を推進するとともに、定員の拡充を図ります。
- ② 放課後子ども教室において、地域住民の参加を得て、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進するとともに、児童クラブとの連携を図ります。
- ③ 児童館を中心に、子どもや親子の遊び場、学習の場を提供するとともに、講座や行事を実施します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

核家族化の進行や地域連携の希薄化などにより、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子育て機能の低下が危惧される中、地域住民主体の自主的な活動を基本に、地域社会全体で子育て家庭を応援するとともに子どもの育ちを支援する必要があります。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
家族は、子どもを愛情と責任を持って育てます。市民一人ひとり、子どもと子育て家庭を応援する意識を持ちます。	地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するとともに、リーダー的な役割を果たし、子育て支援に取り組みます。また、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりや、子育て家庭に配慮した職場づくりに努めます。	施設整備などの基盤整備に努めるとともに、子育て支援団体や子育てサークルの活動の支援に努めます。また、多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちを継続的に支援します。

用語の解説

- ファミリー・サポート・センター** 地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織。
- 児童クラブ** 仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童が、学校終了後などに健全に過ごす場のこと。
- 療育** 医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対して、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、能力や可能性の開発を図ること。
- 放課後子ども教室** 小学校などの施設を活用し、地域の人々の参加を得て、子どもとともに遊びや体験、学習などの取り組みを行う事業。

4 高齢者福祉

【関連計画】

- 刈谷市介護保険事業計画・刈谷市老人福祉計画（2009年～2011年）

(写真)

●現状・課題

今日のわが国は、食生活の改善や医学の進歩に加え、公衆衛生や医療保険制度などの整備もあり、長寿を享受できる社会となっています。一方、少子高齢化の進展に伴い、様々な課題も生じており、高齢者自身が社会の中で重要な役割を果たしていくことが求められています。

平成12年度に導入された介護保険制度は、平成17年の法改正において、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、地域密着型サービスをはじめとする新たなサービス体系が確立されました。

本市では、利用者が介護サービスを主体的に選択できるよう、適切な情報提供に努め、相談や苦情への対応を図るとともに、サービス事業者の評価を行ってきました。今後も制度の適切な運用に

努めるとともに、介護サービスの一層の充実を図っていく必要があります。

また、高齢者が、安心して住み慣れた地域で暮らすことのできる社会を築くため、高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、介護予防に重点をおいた各種施策に取り組む必要があります。さらに、高齢者の生きがいを目的とした老人クラブやシルバー人材センターなどの活動を支援することで、一層の社会参加の促進を図る必要もあります。

今後は、介護保険事業計画・老人福祉計画に基づき、高齢者への福祉施策を充実させるとともに、地域住民が知恵を出し合い、支援を必要としている人を支えるという地域福祉を推進し、地域ケア体制を構築することが求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●高齢者やその家族が、必要な介護保険サービスや福祉サービスを受けることができます。	地域密着型サービス拠点数		
	5か所	11か所	13か所
●高齢者が地域で安心した生活を送れる地域ケア体制が整っています。	認知症サポーター養成講座受講者数		
	563人	1,000人	2,000人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●地域での支援体制が整い、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活しています。	介護保険サービス利用後の身体的・精神的変化		
	45.8%	48%	50%
●高齢者の意思を尊重した社会参加や生きがいを実践しています。	老人クラブ加入者数		
	8,249人	8,500人	9,000人
高齢者のボランティア活動参加率			
	10.9%	15%	20%

●施策の内容

(1) 高齢者の社会参加・生きがいづくり

- ① 能力をいかした就業活動や生きがいバンク制度の利用などを通じ、高齢者の生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者が、自主的、積極的に活動できるよう、教養の向上や社会奉仕活動などを支援します。
- ③ 高齢者が地域福祉の担い手として、その力を発揮できる環境づくりを推進します。

(2) 高齢者世帯への生活支援

- ① ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が自立した生活を送ることができるよう生活支援サービスの充実を図ります。
- ② 社会福祉協議会、自治会や民生委員などと連携し、地域での高齢者サポート体制の強化を図ります。
- ③ 在宅の高齢者や家族に各種サービスを提供し、高齢者などの生活支援の充実を図ります。

(3) 介護予防の推進

- ① 要介護や要支援の状態になるおそれのある高齢者に、適切なケアプランを提供するとともに、高齢者への啓発や団体の育成や支援を行い、地域における介護予防を推進します。

- ② 認知症高齢者を介護する家族などに対して、認知症に関する知識を学ぶ機会を提供するとともに、介護方法の習得、情報交換の場の提供や相談体制の充実を図ります。

(4) 介護サービスの充実

- ① 高齢者が介護を要する状態になっても安心して住み慣れた地域や家庭で暮らせるよう、多様で柔軟な介護サービスの充実を推進します。
- ② 介護保険制度の円滑な運営に努め、市民に信頼される、より良い制度の定着を図ります。
- ③ 地域包括支援センターを中心に、介護予防や介護支援などの総合的なマネジメントを推進し、地域住民の福祉の向上と増進を図ります。

(5) 高齢者福祉施設の充実

- ① 高齢者福祉施設において、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどの場を提供します。
- ② 自宅で生活することに不安や困難がある高齢者のために、入所施設や一時的な居住先を提供します。
- ③ 高齢者が利用しやすい施設となるよう、公共施設におけるユニバーサルデザインを推進します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

高齢者や家族が安心して生活を送ることができるまちづくりの実現のため、高齢者自らが積極的に生きがいづくりや社会参加することが大切です。地域住民や行政は、高齢者の社会参加を促進する環境づくりや地域ケア体制の構築に努めます。

市民 の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政 の役割 ~公助~
高齢者自らが目標を持ち、生きがいづくりや社会参加に努めます。また、地域での支えあいに努めます。	高齢者の社会参加の機運を醸成するとともに、地域や各種団体が協力して地域のケア体制の構築に努めます。	介護事業者と連携し、適切な介護サービスなどを提供します。また、地域ケア体制の構築に努める地域や団体の活動を支援します。

用語の解説

- 地域密着型サービス** 高齢者の日常生活圏内にサービス提供の拠点を市町村が確保するサービス。
- 地域ケア体制** 広義では、療養病床の転換を図る過程を通じて、高齢者の生活を支える介護、医療、地域資源（地区役員・民生委員・住民など）による支援、住まいなどの総合的な体制のこと。ここでは、主に地域資源を活用し、高齢者の生活を地域で支援する体制をいう。
- 認知症サポーター** 認知症の人と家族の応援者であり、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を暖かい目で見守るなど、自分ができる範囲で活動する人のこと。市町村などが開催する研修を受講すれば、誰でもなることができる。
- 社会福祉協議会** 市区町村に設置され、社会福祉法にも規定されている公益的、自主的な組織で、地域福祉の推進を図ることを目的に運営される組織。略して「社協」という。
- 地域包括支援センター** 保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行う介護保険法に規定された機関。

<h1 style="margin: 0;">5 障害児・者福祉</h1> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刈谷市障害者計画（2007年～2011年） ○ 刈谷市障害福祉計画(第2期)（2009年～2011年） 	<p>(写真)</p>
--	-------------

●現状・課題

障害児・者福祉は、ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人の自己決定を尊重し、サービス事業者との対等な関係を確立するために、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法の施行へと大きく変化してきており、さらに国において新たな総合的な障害者福祉制度が検討されています。

本市の障害者数は、平成17年の4,340人から平成21年には4,992人に増加しています。特に、経済情勢や雇用状況の変化、社会構造の複雑化に伴い、精神障害者が増加しています。

こうした中で、障害者施策は、障害者が有する能力や特性に応じ、自立した生活を送れるよう、必要な障害福祉サービスなどの支援を行い、障害

の有無に関わらず地域や家庭で普通の暮らしができる社会の実現が求められています。

今後は、刈谷市障害福祉計画に基づく障害者の地域生活への移行をはじめ、働く意欲のある障害者への就労支援、地域における障害者への理解の促進、障害福祉サービスの利用者増加に伴う社会資源の拡充、地域で障害者の支えとなるボランティアの育成などが課題となります。

また、発達障害を含む障害児の早期発見と支援が重要です。(仮称)〇〇〇(新保健センター)内に療育機能を含む子育て支援機能が併設されることから、関係機関と連携し、療育などの支援の充実を図る必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害者が地域や家庭で安心して暮らせる支援体制が整っています。	ノーマライゼーションに心がけている市民の割合		
	80.8%	85%	90%
●障害者の能力をいかした就労の場が確保されています。	障害者の一般就労への移行者数(年間)		
	3人	5人	7人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●障害者が生きがいを持ち、地域や家庭で安心して暮らしています。	福祉施設の入所者の地域生活への移行(施設入所者総数)		
	94人	85人	80人
●障害者が自らの能力をいかして意欲的に働いています。	精神障害者の地域生活への移行(退院可能入院者数)		
	17人	14人	12人

●施策の内容

(1) 障害福祉サービスの充実

- ① 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者計画・障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス事業者の確保を図り、障害者に安定したサービスを提供します。
- ② 障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業など本市の実情に応じたサービスを提供します。
- ③ 障害者の日常の生活の安定を図るため、各種手当を支給します。
- ④ 発達障害を含む障害児の早期発見と最適な支援のため、多面的、客観的に成長、発達を確認し、一貫した支援体制の充実を図ります。

(2) 社会参加と自立支援

- ① 就労のために必要な知識や能力の向上をめざした訓練を提供し、障害のある人の自立を支援します。

- ② 一般企業などへの就労が困難な障害者の就労に向けた支援をします。
- ③ スポーツや創作活動などを通じて、障害者の健康増進や社会生活を営むための機能の維持、回復などを図り、社会参加を促進します。
- ④ 障害のある人に適切な手助けができる環境を整備し、障害のある人への理解を促進します。
- ⑤ 関係機関による連携、支援の体制を整備し、障害者の地域における暮らしを支援します。

(3) 障害福祉施設の充実

- ① 障害者の自立支援の拠点となる施設を整備し、相談や訓練などの生活支援を行います。
- ② 地域における障害者の居住の場となるグループホームやケアホームの整備を促進します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

障害者が地域や家庭で安心して生活することができるためには、就労支援や生活支援などの障害福祉サービスの充実を図るとともに、社会や地域の中で、対等な関係で交流できる環境の醸成が大切です。専門家や各種専門機関などの協力も得て、市民、障害者、事業者、行政が一体となって、ノーマライゼーションにあふれたまちづくりの実現に努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
障害者自身は社会の構成員として、持てる能力を最大限に発揮して、自ら積極的に行動します。また市民一人ひとりは、障害のある人への理解や福祉の心を醸成し、ノーマライゼーションのまちづくりに努めます。	行政と連携して、障害者を支援し、障害のある人もない人も普通に暮らせるまちづくりをめざすノーマライゼーションのまちづくりに努めます。	障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害者自立支援協議会を通じて障害者支援のネットワーク化を図り、市民、事業者、団体などとの協力関係の構築に努めます。

用語の解説

- 障害者自立支援法** 「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる」ようにすることを目的として平成18年度に施行された法律。
- ノーマライゼーション** 障害児・者や高齢者などを特別な存在として見るのではなく、健常者とともに社会生活を普通に過ごすことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方やそれに向けた運動や施策のこと。
- 療育** 医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対して、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、能力や可能性の開発を図ること。
- グループホーム** 共同生活援助ともいわれ、少人数の利用者がスタッフの援助（食事の提供、身の回りの世話などの家事支援）を受けながら、地域の中で共同生活を送る住宅のこと。
- ケアホーム** 共同生活介護ともいわれ、少人数の障害者が、スタッフの援助（食事の提供、身の回りの世話などの家事支援）や介護（入浴や食事、服薬などの身体介護）を受けながら、地域の中で共同生活を送る住宅のこと。

6	社会保障	(写真)

●現状・課題

安心して生活することができる社会を維持するために、社会保障制度の安定的な運用を行う必要があります。

市が担う主な分野としては、国民健康保険などの地域医療保険制度、福祉医療、国民年金、低所得者の自立支援があります。

国民健康保険などの地域医療保険制度については、増加し続ける医療費に対応するため、特定健康診査や特定保健指導などを活用し、予防医療に重点を置いた取組みに努める一方、加入者にとって公平かつ平等な費用負担となるよう、収納率の向上に努める必要があります。

国民年金については、適正に制度を運用するとともに、制度への加入を促進するため、国民年金の必要性を啓発していく必要があります。

福祉医療については、本市独自に平成 20 年度から乳幼児医療に代わる子ども医療を創設し、中学校卒業までの入通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を無料にするなど医療費助成の充実を図ってきました。今後も、福祉医療の充実と医療費負担のバランスを考慮し、制度の適正な運用を進めていく必要があります。

低所得者の自立支援については、傷病、障害、高齢、失業などにより、個々の世帯状況に応じた生活支援、指導、助言が必要です。特に、平成 20 年末からの経済状況の悪化により、本市の生活保護受給率は大きな伸びをみせています。今後は、単に保護という視点だけでなく、要支援者の経済的な自立と安定を図るため、関係機関との連携を強化する必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015 年	2020 年
<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険などの地域医療保険制度が理解され、健全に運用されています。 ●低所得者に適切な援助が行われています。 	特定健康診査の受診率		
	44.0%	65%	70%
	生活困窮に関する相談件数		
	912 件	—	—
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●安心して国民健康保険などの地域医療保険制度に加入しています。 ●低所得者が自立しています。 		2015 年	2020 年
	国民健康保険の市民 1 人当たり医療費		
	261,124 円	—	—

●施策の内容

(1) 国民健康保険などの地域医療保険制度の適正運用

- ① 加入者が相互扶助の精神を理解し、安心して国民健康保険などの地域医療保険制度を利用できるように、急激な医療費増加の抑制や公平な費用負担の確保を図ります。
- ② 特定健康診査や特定保健指導の受診などを啓発し、病気の予防につながる健康管理意識の向上を図ります。

(2) 国民年金の普及啓発

- ① きめ細かい情報の発信及び気軽に相談できる体制を整えることにより、国民年金への加入を促進します。
- ② 国民年金の制度の普及啓発に努めます。

(3) 福祉医療の推進

- ① 市民のニーズや医療費負担のバランスを考慮した各種福祉医療の適正化に努め、医療費の増大による生活への経済的負担を軽減します。

(4) 低所得者の自立支援

- ① 低所得者に対し、民生児童委員の協力のもと、社会福祉協議会の貸付制度などの活用を促し、生活の安定や世帯の自立意欲の向上を図ります。
- ② 生活保護世帯へは、計画的な訪問を実施し、必要な助言や指導を行うとともに、関係機関との連携を密に情報共有を図り、生活意欲の高揚や自立を支援します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

行政から市民へ提供する社会保障から、市民同士や地域社会が協力して社会保障を進めていくという制度の原点を見つめ直すことが大切です。相互扶助の精神を共有し、市民、地域社会、各種団体などと行政が協力して、安定した社会を実現できるよう制度の安定に努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
相互扶助の精神を理解し、制度を積極的に支えます。	社会保障制度を理解し、行政や市民と協力して、制度の安定した運営のサポートに努めます。	相互扶助の精神と制度の普及啓発に努めるとともに、様々な社会保障制度のメニューを有効に活用できる環境を整備します。

用語の解説

- 特定健康診査** 生活習慣病の発症を予防することを主な目的に、厚生労働省により平成20年4月から各医療保険者に実施が義務づけられた内臓脂肪症候群に着目した健康診査のこと。(対象年齢は40歳から74歳)
- 特定保健指導** 特定健康診査により内臓脂肪の蓄積があると判定された場合に、生活習慣の改善を図ることにより将来起こる可能性がある病気を予防するため行われる保健指導のこと。
- 社会福祉協議会** 市区町村に設置され、社会福祉法にも規定されている公益的、自主的な組織で、地域福祉の推進を図ることを目的に運営される組織。略して「社協」という。

7 防災	(写真)
【関連計画】 ○ 刈谷市地域防災計画（毎年） ○ 第2次刈谷市地震対策アクションプラン（2009年～2014年）	

●現状・課題

本市は「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、東海地震・東南海地震が連動して発生した場合、本市全域で震度6強から6弱の揺れになることが予測されています。

また、近年は、台風や集中豪雨による被害も全国各地で発生しており、本市においても平成12年の東海豪雨により市内の各所で大きな被害が発生しました。

災害への対策として、地震ハザードマップや洪水ハザードマップの改訂、避難所施設の機能の充実、防災力強化のため自主防災組織や消防団との連携を図るなど、災害予防から応急復旧対策まで

幅広い取組みを進めてきました。

さらに、いつ起こるかわからない災害による被害を最小限にとどめるためには、正確な情報収集及び伝達手段の確保、災害復旧体制の強化、個人や地域、行政が協力してそれぞれに求められる役割を果たすことが大切です。また、市民一人ひとりにおいても、災害への備えや防災意識を高めることが重要です。

市民の生命や財産を災害から守るため、地域防災計画や第2次地震対策アクションプランに基づき、地域防災体制の充実強化、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●橋りょうの耐震性の強化や総合的な治水対策に取り組み、災害に強い都市となっています。 ●地域、ボランティア、事業者や行政の連携により災害による被害を最小限に留める体制が整っています。 ●避難所の施設や設備が整っています。	災害に強いまちと思う市民の割合		
	51.5%	60%	70%
	自主防災訓練参加者数		
	3,380人	3,700人	4,000人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●災害に関する知識を自主的に学び、災害に備えた準備をしています。 ●地域での助け合いの心が広がり、自分たちの生活は自分たちで守るという意識を持っています。	メール配信サービス加入者数（防災情報）		
	10,274件	17,000件	22,000件
	地震に対する備えをしている市民の割合		
	55.2%	65%	75%

● 施策の内容

(1) 防災意識の高揚

- ① 自主防災組織や市が行う防災訓練などを通して、いざというときに行動できる知識や技術を普及します。
- ② 小中学校や幼稚園、保育園の子どもを対象に、避難訓練や地震体験車による地震体験を実施し、防災意識の高揚に努めます。
- ③ 地域で活躍できる防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織の育成や指導を行います。

(2) 災害対策本部機能の充実

- ① 災害時の緊急情報を瞬時に市民に伝達する手段を整備し、情報提供体制を充実します。
- ② 被災状況を把握する情報収集体制の充実を図るとともに、災害対策本部となる庁舎に、災害情報システムを整備し、災害情報の共有及び初動復旧対策の迅速化を図ります。

(3) 防災体制の充実

- ① 備蓄品や設備の充実など、避難所の機能の向上を図ります。

② 地域の防災活動に必要な防災施設、防災資機材の整備を支援し、自主防災組織の強化を図るとともに、高齢者や障害者など災害時要援護者の支援体制を整備します。

③ 消防団や自主防災組織の一層の充実を図り、両者の連携を強化することにより、地域の防災力を高めます。

④ 医療やライフラインなどの事業者との災害時の活動に関する協定や県外の市町村との災害応援協定などにに基づき、相互応援体制の構築を推進します。

(4) 災害に強いまちづくり

① 地震対策アクションプランに基づき、電線類地中化や道路、橋りょうの安全確保などを計画的に推進し、緊急輸送路や避難路を確保します。

② 民間住宅などの耐震化を促進します。

③ 密集市街地のまちづくりに対して、活動の支援を行い、災害に強いまちづくりに向けた市民の意識の醸成を促進します。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

個人、地域、行政が連携し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちを持ち、災害に対する備えをすることが重要です。自主防災組織や市が主催する防災訓練などに積極的に参加し、日頃から防災意識を高め、災害への備えを実践できる環境を整備します。

市民の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政の役割 ~公助~
非常食や生活必需品の備蓄、家具転倒防止など、災害に対する備えを行うとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加し、隣人や地域とのコミュニケーションに努めます。	行政と協力して、防災リーダーの育成や市民の防災意識の向上に取り組むとともに、自主防災組織などの地域防災力の強化に努めます。	橋りょうや河川の整備など災害に強い基盤整備を進めるとともに、自主防災組織などの活性化に努め、個人や地域コミュニティが自主的に防災活動に取り組めるよう支援します。

用語の解説

●**東海地震、東南海地震** フィリピン海プレートとユーラシアプレートのひずみにより発生する海溝型地震。東海地震は静岡県西部・駿河湾一帯が、東南海地震は和歌山県沖が震源と予想されており、連動して発生することも懸念されている。

●**ハザードマップ** 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示している。

●**自主防災組織** 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する防災組織。

8 防犯・交通安全

【関連計画】

- 第9次刈谷市交通安全計画（2011年3月策定）

(写真)

●現状・課題

地域での人間関係が相対的に希薄化し、地域社会が持っていた相互扶助機能が低下する中で、犯罪に対する抑止機能も低下しています。

本市の犯罪状況は、平成15年をピークに減少傾向で推移していましたが、平成20年から増加し、市民生活を脅かすひったくりや車上ねらい、窃盗犯罪などが発生しています。また、子どもが巻き込まれる事件も発生しています。これまでも、地域安全パトロール隊の結成や、子どもの安全を見守るこども110番の家やスクールガードなどの活動を進めるとともに、児童への防犯ブザーの配布などを行ってきました。

今後も、安心して生活することができる地域社会を形成するためには、市民、警察、行政が一体となって、自分たちのまちを守る組織を強化し、地域が持っていた犯罪に対する抑止機能を高める必要があります。そのため、安全安心なまちづくりをめざした地域安全パトロール隊の活動を

支援するとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高めていくことが重要です。

一方、県内における交通事故死者数は、平成17年以降5年連続の減少となりましたが、全国では5年連続ワースト1位でした。本市の人身事故件数は、平成21年991件で前年対比79件の減少でした。

交通事故の多くは、ルールやマナーを守らないことに起因するものが多いことから、幅広い啓発活動を展開し、交通安全に対する意識を高めることが重要です。高齢化の進展により、高齢者が交通事故の被害者となるケースとともに、高齢ドライバーが引き起こす事故も増加しており、高齢者向けの安全教育の充実が求められています。

また、犯罪や交通事故を防止するためには、防犯灯や防犯カメラの設置、歩行者空間の確保やガードレールの設置など、安全な道路や公園をはじめとする公共空間の整備も重要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●地域安全パトロール隊が積極的に活動し、地域の安全を守っています。	地域安全パトロール隊員数		
	1,988人	2,200人	2,400人
●交通安全施設が充実し、交通事故が少なくなっています。	犯罪や事故への不安がなく安心して外出できると思う市民の割合		
	49.7%	55%	60%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●高い防犯意識や交通安全意識を持って生活しています。	人口1,000人当たりの交通事故発生件数		
	6.8件 (県平均6.9件)	県平均以下	県平均以下
●防犯対策や交通安全対策が充実し、市民が安心して暮らしています。	人口1,000人当たりの犯罪発生件数		
	24.0件 (県平均19.7件)	県平均以下	県平均以下

●施策の内容

(1) 防犯・交通安全意識の高揚

- ① 地域、警察、行政などが連携し、地域における防犯活動を推進します。
- ② パトロール講習会や防犯講話、広報活動を通して、防犯意識の高揚に努めます。
- ③ 地域、職場、学校など市民ぐるみの交通安全運動を展開し、交通ルールの徹底や交通マナーの向上を図ります。
- ④ 関係機関と連携し、年齢及び地域の実情に応じた交通安全教育を進め、交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 地域の安全性の強化

- ① 防犯灯や防犯カメラの整備を推進し、犯罪の抑止を図ります。

- ② 快適な道路空間の確保のため、歩道やガードレールなどの交通安全施設の整備を推進するとともに、危険な交差点などにペイントや道路反射鏡、案内標識などの設置を進めます。
- ③ 警察と連携し、地域の暴力追放活動の推進を支援します。
- ④ 地域、学校、家庭、行政が密接に連携し、子どもの犯罪被害を防止する体制づくりを図ります。

(3) 地域の安全活動の推進

- ① 地域安全パトロール隊の活動を支援し、地域の自主的な防犯活動を促進します。
- ② メール配信サービスを利用し、犯罪の発生や被害情報を提供します。
- ③ 警察署や交番と地域が連携を密にし、防犯、交通安全活動を展開できるよう支援します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

防犯の推進には、地域住民が高い防犯意識を持つことが大切です。地域活動などを活性化し、犯罪の抑止力の向上に努めます。また市民、地域、事業者、行政などが協力して、交通マナーを守り、安全な運転に心がける意識の向上に努めます。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
防犯や交通安全に関する意識の高揚に努めます。また、防犯活動に積極的に参加するとともに、交通安全の推進に努めます。	地域住民を巻き込んで、防犯パトロールや交通安全など地域組織による活動の活性化に努めます。また、事業所などは、従業員への交通安全教育に努めます。	防犯や交通安全に関する基盤整備を進めるとともに、市民や各種団体の活動を支援します。また、防犯意識や交通安全意識の啓発に努めます。

用語の解説

- 地域安全パトロール隊** パトロール活動を中心に、児童の登下校時の交通安全指導などを行い、「地域の安全は自分たちの手で」という自覚、連帯感に基づいて地域安全活動に取り組んでいるボランティアのこと。
- こども 110 番の家** 子どもが犯罪などの被害にあった、またはあいそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動のこと。
- スクールガード** 学校の児童・生徒が事故にあったり、犯罪に巻き込まれたりしないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回しする学校安全ボランティアのこと。

9	市民生活	(写真)

●現状・課題

本市では、日常生活における困りごとやトラブルに対する法律相談などの機会を設け、市民が抱える問題に適切に対処できるよう支援を行っています。面談や電話による「多重債務」、「相続贈与」、「離婚婚姻」などの日常生活全般におよび複雑で専門的な相談が増加しており、相談員と相談日を増やすなど、相談体制の充実を図ってきました。また、在住外国人の一般的な生活相談はポルトガル語、スペイン語の通訳ができる臨時職員を配置し、税金、福祉、在留資格などの生活相談に対応してきました。

今後も、グローバル化、情報化、少子高齢化などの社会環境の変化とともに、家庭や地域のつながりの希薄化なども進み、困りごとやトラブルを抱える市民や在住外国人からの相談件数は増加することが見込まれ、一層の相談体制の充実が求

められています。また、困りごとやトラブルが、犯罪化し、人権侵害となるなど、複雑かつ多様化しています。そのため、犯罪被害者や人権に係る新たな視点の相談体制の充実を図ることも必要です。

近年、消費生活における様々な問題が生じ、国は、平成 21 年に消費者庁を発足させ、多発している「食品の安全や安心」に関わる偽造表示や、市民生活を脅かす「振り込め詐欺」、「架空請求や不当請求」、「悪質商法」などに対応する消費者安全法が制定されたことから、今後こうした問題に対する相談も増加すると考えられます。

こうした課題に対応するとともに、年々手口が巧妙になっている悪質な行為により消費者が被害にあわないように啓発に努めていく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●プライバシーが保護された相談しやすい環境が整っています。 ●消費者被害にあわないための情報提供が充実しています。 	専門家による法律相談対応可能数		
	1,125件	1,260件	1,400件
	振り込め詐欺や悪質商法などに気づけている市民の割合		
	94.4%	96%	98%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●多様な問題や悩みが解消され、安心して生活しています。 ●氾濫する情報や宣伝などに惑わされない賢い消費者になっています。 	相談員数（弁護士・司法書士・消費生活・外国人など）		
	16人	18人	20人
	消費生活に関する講座開催数		
	4回	6回	8回

●施策の内容

(1) 市民相談の充実

- ① 弁護士や司法書士などの法律の専門家や、各種の経験を有する相談員の確保に努めるとともに、相談回数などを増やし、相談体制の充実を図ります。
- ② 外国語に対応できる相談員の確保に努め、在住外国人の日常生活における生活相談の充実を図ります。
- ③ 人権擁護委員とも連携し、犯罪被害や人権侵害などへの相談体制を検討します。
- ④ 市民が相談しやすい雰囲気づくりと、安心して相談できる場所を確保します。

(2) 情報提供の充実

- ① 警察や消費生活センターなどの関係機関との連携を密にし、各種相談に関する情報の共有を図ります。

- ② 消費トラブルなどの情報提供に努め、悪質な行為などに対する注意の喚起に努めます。

(3) 消費者の保護・育成

- ① 消費生活情報を提供し、消費者意識の啓発に努めるとともに、消費生活に関する講座を開催し賢い消費者の育成に努めます。
- ② 県民生活プラザとの連携を密にし、消費者取引における公正や公平の確保及び消費者保護による被害防止に努めます。
- ③ 消費者団体の行う研修や見学会の開催を支援し、消費者意識の高揚と消費者団体の指導や育成を図ります。

●共存・協働のまちづくりの考え方

日常生活の問題や悩みなどの解決は、個人での対応が難しい面もあり、気軽に相談や支援ができる体制の整備が必要です。また、消費生活におけるトラブルについては、情報収集や情報発信に努める中で、一人ひとりが適切な行動ができるよう知識と意識の向上を図る必要があります。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
悪質な行為による被害にあわないように、日頃から注意し、適切な行動ができるように努めます。	地域でのつながりを強め、気軽に相談ができる地域づくりに努めます。また、消費者団体などは、市民の消費者意識の高揚に努めます。	市民からの生活問題や悩みなどの相談支援体制の充実にも努めるとともに、積極的に情報発信を行い、悪質な行為に対する注意喚起に努めます。

用語の解説

- 人権擁護委員** 法務大臣から委嘱された民間の人で、人権に係る相談や啓発の活動をしている人。
- 消費者庁** 家庭用器具の欠陥による事故や食品の偽造表示などの情報を一元的に集約し、調査・分析を行うほか、関係省庁に対し、適切な措置をとるよう勧告したり、事業者に対しても取組みの支援、指導を行ったり、立ち入り検査や勧告や命令の実施を行うために、内閣府に設置された国の機関。
- 消費者安全法** 消費者の安全の確保、利益の保護、製品における重大事故に関する措置を規定した平成 21 年に制定された法律。
- 悪質商法** 商品を不当な高額で売りつけ、お金を騙し取る商法。
- 振り込め詐欺** 他人名義の預貯金口座や携帯電話などを利用し、多くの人から高額なお金を騙し取る詐欺行為。
- 架空請求や不当請求** 身に覚えのない架空の請求をでっちあげ、手紙やはがき、メールなどで支払いを要求してくること。
- 県民生活プラザ** 暮らしに関する情報提供や各種相談を行っている愛知県の相談窓口。西三河県民プラザ（西三河総合庁舎内）、他県内 7 か所。
- 消費生活センター** 消費者からの苦情・トラブルに係る相談窓口。県設置 8 か所（県民生活プラザ内）、市町村設置 9 か所。

基本方針5

市民と行政の信頼と協働で築くまちづくり

(計画推進分野)

- 1 参加・協働
- 2 共生・交流
- 3 情報共有
- 4 行政経営

1 参加・協働

【関連計画】

- 刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針（2009年2月制定）

（写真）

●現状・課題

本市では、地方分権と地域の自立をめざし、民主主体のまちづくりを進めるため、市民参加による市政運営が求められており、計画策定における市民委員への参加やパブリックコメントなどを通じて、市政への市民参加に取り組んでいます。

これまでは、市民の暮らしに必要な公共的なサービスは、主に行政が提供してきましたが、それだけでは、今日の複雑化、個別化する市民のニーズに対応することは難しい状況になっています。

市民が必要としている公共的なサービスを効果的に提供するためには、日常生活の課題を把握している地域団体や、多様なニーズに対して柔軟に対応できる市民活動団体などの提案を取り入れ、協力して公共的なサービスを提供していくこ

とが必要です。

また、子育てや高齢者介護などを担ってきた家族や隣近所の結びつきが弱まり、今後は、地域で支えあい、解決していく力が大切になります。そのため、地域で生じる課題を、様々な組織がそれぞれの資源や特性をいかし、協力して課題解決に取り組む必要があるとともに、このような取組みに対する意識の高揚や様々な支援を図っていく必要があります。

こうした中で、刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針に基づき、まちづくりを担う様々な主体と協力して、市民生活を市民自身で守り合い、支えあうことができる共存・協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の多様な主体が協力、連携してまちづくりに取り組んでいます。 ●ひとりで悩まず、困りごとを話し合う場があります。 	NPO法人数		
	20 法人	25 法人	30 法人
	気軽に相談できる人や場所があると思う市民の割合		
	67.2%	70%	73%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の課題に自発的に取り組み、市民同士で支え合っています。 ●市民が主体となり、必要なことを自分たちで創りだしています。 	市民ボランティア活動支援センター登録団体数		
	319 団体	350 団体	400 団体
	地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合		
	57.0%	60%	62%

用語の解説

●**地方分権** 国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、国の権限や財源を地方に移譲するとともに、地方に対する国の関与の縮減を図ること。

●**パブリックコメント** 意見公募手続。公的な機関が規則や命令などを制定しようとする前に、広く公に意見・情報・改善案などを求め、その結果を反映させることによって、より良い行政をめざす手続き。

●施策の内容

(1) 参加意識・気運の醸成

- ① まちづくり活動や「共存・協働のまちづくり」のあり方について、ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、啓発に努めます。
- ② 市民が自ら考え、自ら施策を進めていくために、共存・協働のまちづくり推進委員会の充実を図ります。
- ③ 市民がまちの課題を自分ごとと捉え、参加し、交流し、育ち合う循環づくりに努め、まちづくり活動への多様な市民参加を促進します。

(2) 参加・協働の機会の充実

- ① 施策立案や事業計画に際して、対話やワークショップの手法を活用し、市民が参加する機会を充実します。
- ② 市民ボランティア活動支援センターを中心に、知恵や人材を共有、活用し、コーディネート機能を充実します。
- ③ まちづくりを担う各主体において、参加、対話、育ち合いをコーディネートできる人材を育成するとともに、コーディネーターが活躍できる機会を充実します。

- ④ 課題解決に役立つ情報、共感や参加につながる情報などを蓄積し、必要な情報が必要な人へ伝わる仕組みづくりに努めます。

(3) 市民活動の推進

- ① NPO法人や市民活動団体などの設立や活動に対する助言、情報の提供などに努めます。
- ② 市民活動支援基金制度による寄附文化の醸成を図るとともに、市民活動の財政的な支援を行います。
- ③ 異なる団体同士が出会い、対話することで交流や相互理解を進め、協働を育む機会の充実に努めます。

(4) 地域活動の推進

- ① 自治会をはじめとする地域活動に財政的な支援を行うとともに、市民が地域活動に参加するよう啓発に努めます。
- ② ホームページや広報紙を活用し、地域活動の取組みや活動状況などの情報提供に努めます。
- ③ 地域の特性、歴史、市民の意見などを考慮し、多様なコミュニティづくりを促進します。
- ④ 市民が生活者の観点から地域のまちづくりに参加できるよう支援します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

「共存・協働の心」を持って対話をはじめることから、様々な立場の人や組織の理解が生まれ、想いの分かち合い、学びあい、助け合いへと発展し、新たな仲間、知恵、資源が集まり、まちづくりの力を生み出す循環が大切です。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
まちの課題を自分ごととして捉え、まちづくりに自発的に参加し、協力するよう努めます。	市民の地域への関心を喚起し、参加を促すよう努めます。また、団体が持つ専門性を活用し、地域特性や市民ニーズを踏まえたまちづくりに努めます。	行政も主体の一つとして、積極的に市民と協力するとともに、市民同士が協力し、まちづくりに取り組むことができるよう、人材育成、情報、財政支援、場の提供などの環境整備に努めます。

用語の解説

●**NPO** Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

●**主体** まちづくりを担う、市民、地域活動団体、市民活動団体、事業者、教育機関等、行政の6つの主体。

●**共存** 年齢、性別、国籍、障害の有無などの各々の違い並びに様々な考え方、活動及び組織の存在を認め合い、多様性を大切にすること。

●**自分ごと** まちの課題を誰かが解決してくれるだろうと「他人ごと」として考えるのではなく、自分の地域は自ら良くしていこうという気持ちを持って受けとめ、できることから自ら行動する捉え方。

●**ワークショップ** 参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。

●**市民活動支援基金制度** 市民・事業者などから寄せられた寄附金に市が同額を上乗せし、基金に積み立て、地域団体や市民活動団体などが行うまちづくり活動や、NPO法人の設立支援などの補助金として活用する新たなまちづくりの仕組みのこと。

2 共生・交流

【関連計画】

- 第2次刈谷市男女共同参画プラン(2011年～2020年)
- 刈谷市次世代育成支援行動計画(2005年～2014年)
- 刈谷市国際化・多文化共生推進計画(2011年～2015年)

(写真)

●現状・課題

本市では、憲法に定められている個人の尊重と法の下での平等の実現に向けて、平成13年に刈谷市男女共同参画プランを策定し、男性と女性が共に支えあうことのできる社会の実現を基本理念に、男女共同参画社会形成のための啓発や教育、男女共同参画の促進、仕事と育児や介護の両立、人権の擁護や尊重などの取組みを進めてきました。

しかし、今なお固定的な性による役割分担意識や女性に対する暴力などはなくなっておりません。今後は、男女平等の視点に立った意識改革だけでなく、日々の暮らしの中で、仕事と生活の調和の実現や女性の社会参加の促進など、本市の実情にあわせた施策展開を拡充し、男女共同参画社会の実現をめざす必要があります。

また、本市の外国人登録者数は過去10年間で約2倍に増加しており、言葉や文化、習慣などの違いから、地域では生活上の問題が起こって

います。日本人と外国人がお互いを地域で暮らすパートナーとして受入れ、理解し合い、地域の一員として一緒にまちづくりに参加することが求められています。

外国人の定住化が進み、教育現場では、言葉や文化などの違いから生じる問題や不就学などの多くの課題があり、就学前や就学後など成長段階に応じ、保護者への対応も含めた受入れ体制を整えていく必要があります。

本市は、カナダ・ミササガ市と昭和56年に姉妹都市提携を締結し交流を深めており、平成17年の愛知万博を契機に始まったインドとの交流も継続しています。今後も、在住外国人や諸外国との市民レベルの交流を進めるとともに、国内の地域間の交流や大学や事業者との産学官連携など、多様な交流を推進し、活力や魅力あるまちづくりにつなげていくことも重要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●男女とも仕事と生活の調和を支える社会的基盤が整備されています。	職場や家庭、地域などで男女が性別に関わりなく活動ができていると思う市民の割合	63.9%	70%
		67%	70%
●日本人と外国人が共に暮らし、国際交流が活発に行われています。	国際交流イベントや行事に参加したことがある市民の割合	7.9%	17%
		12%	17%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●男女ともに多様な生き方を選択しています。	外国人と地域で共存して暮らしていると思う市民の割合	37.0%	45%
		40%	45%
●日本人と外国人が互いに理解を深め、地域づくりに参加しています。			

●施策の内容

(1) 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画をテーマとしたイベント、講座などを開催し、男女共同参画意識の啓発に努めるとともに、市民や団体と協力して女性団体の活動や女性の活躍を支援します。
- ② 市民参加による(仮称)刈谷市男女共同参画推進懇話会を設置し、男女共同参画社会の実現に努めます。
- ③ 仕事と家事や育児、介護の両立を支援する環境の整備を図り、男女ともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を支援します。
- ④ 審議会や委員会などの政策や方針決定過程への女性の参画に努めます。

(2) 多文化共生の推進

- ① 外国人の日本語でのコミュニケーション能力の向上を図るため、日本語を学ぶ機会を提供します。
- ② 行政情報の提供や生活の悩みごとを相談できる相談窓口の充実を図ります。また、多文化ソーシャルワーカーの活用を検討します。

- ③ 国籍や文化などの違いによらずお互いの人権を尊重し、すべての市民が共に暮らせる多文化共生の意識啓発に努めます。
- ④ プレスクールを開設し、就学前の外国人の子どもに対する日本語指導や、外国人児童生徒に対する学校生活への適応指導などを実施します。

(3) 国際交流・都市間交流の推進

- ① 姉妹都市をはじめ諸外国との草の根レベルの交流を促進するため、国際交流協会や国際交流団体などの支援や育成を図ります。
- ② 国際交流を促進し、多文化共生を推進する拠点施設を整備します。
- ③ 行政課題への対応や地域振興などを図るため、国内の自治体間との連携を推進します。

(4) 産学官の交流・連携の促進

- ① まちづくりを効果的に進めるため、産学官連携を活用できる体制の整備を推進します。
- ② 地域の教育力の向上を図るため、愛知教育大学をはじめとする大学などの専門性をいかした講座や教室を開催します。
- ③ 企業の教育力や資源を活用した学習機会の提供を促進します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

男女共同参画社会や多文化共生社会の実現をめざすためには、市民一人ひとりが正しい理解と知識を持つことが重要であるとともに、市民の積極的な参加と、事業者、地域団体や市民活動団体など多様な主体が協力することが大切です。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
男女共同参画や多文化共生に対する正しい理解を持ち、性別や国籍にとらわれず、共に支えあうことができるように努めます。	異文化に対する理解や寛容を持ち、外国人の地域活動への参加の促進に努めます。また、事業所などは、従業員の仕事と生活の両立支援に努めます。	男女共同参画、多文化共生などに対する意識啓発に努めるとともに、共に支えあうことができる環境の整備を推進します。また、多様な交流を促進し、活力や魅力づくりに努めます。

用語の解説

- 多文化共生** 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- プレスクール** 学校教育法第1条による公立学校の入学予定者のうち、新1年生年齢の外国人の子どもを対象として、文化や言語の多様性を前提として、年齢相応の認知発達支援を図り、日本語指導及び学校生活指導を行うこと。
- 多文化ソーシャルワーカー** 外国人が自分の文化と異なる環境で生活することで生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人本人、家族、コミュニティなどに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材。
- 男女共同参画** 男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。

3	情報共有	(写真)

●現状・課題

市政に対する市民の関心が高まる中、情報公開制度の整備、広報紙やホームページの充実などにより行政が保有する情報を積極的に提供し、市民に対する市政情報の提供に努めるとともに、市民の市政への参加を推進してきました。

今後も、市民と行政が協力してまちづくりを進めるためには、多様な情報を幅広く出し合い、情報を共有することが大切であり、市民は意見や情報を行政に届け、市は迅速に対応できる体制づくりに取り組む必要があります。そのため、パブリックコメントやアンケートなどの制度を充実させるとともに、計画策定や方針策定などへの市民参加を推進し、市民と行政が理解し合い、支えあ

う関係を構築していくことが重要です。

また、パソコンや携帯電話などの普及により、情報通信技術が飛躍的に進み、行政が発信する情報が市民にとって受け取りやすくなった反面、情報量が膨大となり、提供された情報を有効に活用しにくいという課題も生じています。そのため、必要な情報に容易にアクセスできる仕組みの構築が求められています。

一方で、個人情報の流出や漏えいなどの危険性が高まり、大きな社会問題となっています。情報セキュリティリスクへの対策が必要となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値		
		2015年	2020年	
<ul style="list-style-type: none"> ●市民の持っている意見や情報がまちづくりにいかされています。 ●情報セキュリティ環境が整備されています。 ●大量の情報の中から必要な情報を容易に入手できる環境が整っています。 	市民の意見が市政に反映されていると思う市民の割合	40.3%	45%	50%
	ホームページへの年間アクセス件数	771,924	830,000	880,000
	めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●生活に必要な情報が提供され、市民生活に役立っています。 ●パソコンや携帯端末などにより、行政への申請や手続きができ、暮らしが便利になっています。 	生活に必要な情報が得られていると思う市民の割合	66.9%	75%	83%
	電子申請・届出可能業務数	46件	54件	60件

● 施策の内容

(1) 情報の公開と管理

- ① 行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図るため、市民が必要とする市政情報の適切かつ迅速な公開及び提供を推進します。
- ② 個人情報をはじめ市が保有する情報の漏えいや、情報システムの改ざんや破壊などに対し、情報セキュリティ対策を推進します。

(2) 広報・広聴の充実

- ① 市民の情報格差の解消を図るため、広報紙のほかホームページや回覧板、ケーブルテレビ、FMラジオなど様々な手段を活用し、情報を発信します。
- ② ホームページと携帯端末用ホームページなどを充実し、市民ニーズに即応した双方向の情報発信の環境整備に努めます。

- ③ 電子メールをはじめ市政モニターやパブリックコメント、市民アンケートや各種説明会を実施するなど、より幅広く市政への情報や意見の収集に努めます。

- ④ ホームページの充実を図り、必要な情報へのアクセス機能を向上します。

(3) 電子市役所の推進

- ① 情報通信技術を積極的に活用し、事務の効率化を推進します。
- ② 庁内の情報やシステムを有効に連携し、活用することで、窓口サービスを充実し、市民サービスの向上に努めます。
- ③ 庁舎以外の公共施設においても各種行政手続きができるよう、情報通信技術の活用に向けた検討を行います。

● 共存・協働のまちづくりの考え方

市の保有する情報は、共有の財産です。必要な情報を容易に入手することができる環境の整備とともに、個人情報の漏えいや情報システムのセキュリティの向上を図る必要があります。また、まちづくりには、市民や事業者などが持つ情報が大切であり、主体的に情報の発信に努めるとともに、行政は積極的に広聴に努め、まちづくりに対する情報を共有することが大切です。

市民の役割 ～自助～	団体・事業者などの役割 ～互助～	行政の役割 ～公助～
アンケートや各種調査などに積極的に協力することに心がけるとともに、まちづくりに対する意見や情報の発信に努めます。	地域住民の意見や考えをとりまとめ、まちづくりの情報として、団体や事業者、行政などと共有するように努めます。また、行政と市民との橋渡し役を担い、市政情報の発信の支援に努めます。	多様な媒体を活用し、情報発信を行うとともに、まちづくりへの市民の意見や情報の収集に努めます。また、保有する個人情報の保護に努めるとともに、市民とまちづくりに必要な情報の共有を図ります。

用語の解説

- **パブリックコメント** 意見公募手続。公的な機関が規則や命令などを制定しようとする前に、広く公に意見・情報・改善案などを求め、その結果を反映させることによって、より良い行政をめざす手続き。

<h1>4 行政経営</h1>	(写真)
<p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 刈谷市行政経営方針（2004年4月策定） ○ 中期財政計画（2010年～2014年） 	

●現状・課題

地方分権の進展に伴い、自治体を取り巻く環境は大きく変化し、今まで以上に自己決定と自己責任による自律した行政経営が求められています。

本市は、早くから行政改革に取り組み、経費の縮減、事業の見直し、職員の削減などを進めてきました。平成16年には行政経営方針を策定し、経営的な視点を取り入れ、業務の効率化、民間活力の活用、施策や事業の選択と集中による効率的な推進などに努め、一定の成果をあげてきました。その結果、全国的に国や地方の財政状況が悪化する中でも、堅調な産業基盤にも支えられ、健全財政を維持し、第6次総合計画に掲げられた市民生活の向上をめざし、各種施策を積極的に進めることができました。

しかし、公共施設や福祉施策の充実などに伴い、今後は経常的経費の増加が見込まれ、新規施

策への投資余力が縮小傾向で進むことが予想されます。また、学校施設をはじめとする公共施設、道路や公園などの都市施設の老朽化に対応する必要があります。経常的経費の増加を抑制するためにも、さらなる経費の縮減や財源の確保を図り、市民や事業者などとともに必要なサービスを社会全体で担い、限られた経営資源を最大限に活用し、効果的・効率的に行財政運営を進めていくことが求められます。

また、生活圏域の広域化とともに、一つの市町では解決できないことも増えており、市民の生活に必要な機能を共同で処理し、相互に機能を分担する必要性が高まっています。これまでも、ごみ処理、農業共済事務、消防などの共同処理を行ってきましたが、今後も市民ニーズを踏まえ、周辺市町との連携を推進していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
		2015年	2020年
●健全な財政を維持し、効率的な行政運営と質の高いサービスを維持しています。	実質公債費比率		
	2.1%	7%以内	7%以内
●事務事業の共同処理など、周辺市町との連携が図られています。	広域で共同又は連携している事業数		
	7件	10件	12件
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●市政に関心を持ち、市の財政や行政経営に目を配っています。	50.4%	2015年	2020年
		55%	60%

●施策の内容

(1) 効率的な行政運営

- ① 民間活力を積極的に活用し、効率的な行政運営を推進します。
- ② 地域団体や市民活動団体などが、新たな公共的なサービスの担い手となることができるよう連携するとともに、活動を支援します。
- ③ 総合計画に掲げた目標の達成状況をわかりやすく公表するとともに、行政評価委員会を設置し、行政運営の外部評価を実施します。
- ④ 変化に即応できる柔軟な思考と想像力を持った職員を育成するため、職員研修の充実を図るとともに、職員数の適正化に努めます。
- ⑤ 新たな行政課題に柔軟に対応できる組織づくりを進めます。

(2) 健全な財政運営

- ① 中長期的な展望に立った財政計画を策定し、実施計画と予算編成との整合を図り、適正な財政運営に努めます。
- ② 今後増加する教育施設や公共施設の改修や改築などの財政負担に対応するため、目的基金を設置し、健全財政の維持に努めます。

- ③ 自主財源の根幹をなす市税の適正かつ公平な賦課徴収や収納率の向上に努めるとともに、公平性の確保の観点から使用料や手数料などについて受益者負担の適正化を図ります。
- ④ 事務事業の見直しや廃止を含め、経常的経費の縮減や財源の重点的な配分を通じて、財政運営の効率化を図ります。
- ⑤ 企業会計の手法により財務諸表を作成し、わかりやすく公表するとともに、財政運営に活用します。

(3) 広域行政・広域連携の推進

- ① 地方分権の推進、道州制など国のあり方の変化を注視し、広域行政、広域連携のあり方について調査研究します。
- ② 定住自立圏構想の中心市として周辺市町との連携を進め、圏域全体の利便性の向上や魅力の創出を図ります。
- ③ 国道や県道、河川の整備などの広域的な課題に対しては、近隣市町との連携、協調を図り、国や県に事業の推進を要望します。

●共存・協働のまちづくりの考え方

事業の実施状況や計画の目標の達成度、予算の概要や決算状況などの情報を共有し、行政運営への民間活力の活用も含め、多様な主体が公共的なサービスを担うことができる社会を構築していくことが大切です。また、周辺市町との連携の中で、圏域全体で生活に必要な機能を確保していく視点も大切です。

市民 の役割 ~自助~	団体・事業者などの役割 ~互助~	行政 の役割 ~公助~
まちづくりの主体であると自覚し、まちづくりに積極的に関与するよう努めます。	地域の困りごとなどを自分たちの力で解決していくことのできる地域づくりに努めます。	限られた経営資源を適切に配分し、行政運営の効率化を図ります。また、まちづくりに対する市民の関心を高める情報発信に努め、市民力や地域力を発揮できる環境整備を図ります。

用語の解説

- 実質公債費比率** 市税などの毎年経常的に収入される財源に占める、償還に要する費用（特別会計や企業会計などへの繰出金のうち、償還に要する費用に充てられるものも含む）の割合を示す。25%を超えると、財政の立て直しの道筋を示した財政健全化計画の策定が必要になる。
- 地方分権** 国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、国の権限や財源を地方に移譲するとともに、地方に対する国の関与の縮減を図ること。
- 定住自立圏構想** 中心市の機能と周辺市町村の機能が、協定によって連携し、「定住」のための暮らしに必要な機能を総体として確保するとともに、地域の誇りや魅力あふれる地域の形成をめざすもの。
- 道州制** 現行の都道府県をいくつかのブロックに分けて統合し、「道」や「州」の広域的な自治体を設置しようとする構想のこと。

第4章 計画の実現に向けて

基本計画に示した重点プロジェクトや分野別計画を着実かつ効率的に推進していくための組織体制や進行管理の仕組みなど、計画の実現に向けた留意点を整理します。

(1) 計画推進体制

●庁内における計画推進体制

- ◇ 分野別計画に基づく施策を計画的に推進するため、施策を担当する各部課が責任を持って、様々な広報及び広聴手段を通じて、市民との情報共有や意思疎通に努め、各施策のめざす姿や取組みの内容を市民と共有し、共存・協働のまちづくりを推進します。
- ◇ 重点プロジェクトに掲げる分野を横断する取組みを推進するため、分野間の連携を密にするとともに、プロジェクトチームを設置するなど、効率的な実施体制を構築します。
- ◇ 基本計画に掲げる施策を効率的、効果的に推進するため、定期的に行政組織のあり方を検証し、必要に応じて組織の再編や整理を行います。

●共存・協働による計画推進体制

- ◇ 今後の計画推進にあたっては、市民や市民活動団体、事業者などと行政による共存・協働のまちづくりに基づく取組みを推進します。
- ◇ まちづくりを主体的に担う市民組織などの育成に努め、重点プロジェクトに位置づけた各プランなどをはじめ施策の目標達成のために、市民が主体的に活動できる取組みを推進します。

(2) 進行管理の仕組み

●PDCAサイクルに基づく進行管理体制

- ◇ 第7次総合計画では、基本構想におけるまちづくりの指標をはじめ、基本計画における重点プロジェクトや分野別計画に対応した目標指標を客観的な数値で示しています。今後は、PDCAサイクルに基づく効率的で効果的な行政経営を一層推進するため、基本構想や基本計画に位置づけた目標指標を活用した施策評価に取り組みます。

●市民の目線による進行管理

- ◇ 第7次総合計画を着実かつ効率的に推進していくため、学識経験者や市民などで構成する評価委員会などを設置するとともに、施策評価にあたっては、市民アンケートの実施などを通して市民の意識や満足度を定期的に把握します。
- ◇ 評価委員会などでは、重点プロジェクトや分野別計画に位置づけた施策について、目標指標に基づき定期的に進捗状況を把握し、計画の進行管理を行います。

(3) 予算・財政計画との連動

●財政計画と整合の取れた実施計画の立案

毎年度ローリング方式で作成する実施計画は、予算編成との連動に留意し、財政計画と整合の取れた計画とします。また、実施計画で具体化する事務事業は、分野別計画（5分野、30の基本施策）に基づき体系化されたものとし、重点プロジェクトとの関連性についても明確にします。

●予算編成・執行手法の継続的な研究

第7次総合計画の着実かつ効果的な推進に向けて、予算編成や執行に係る手法についても新たな考え方の導入の必要性を継続的に検討し、弾力的な運用に努めます。

